

第2 行政評価・監視結果

1 在外公館の設置状況

勸告	説明図表番号
<p>(制度の概要)</p> <p>在外公館は、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の3に規定する「特別の機関」として、外務省設置法（平成11年法律第94号。以下「設置法」という。）第6条及び在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「在外公館名称位置給与法」という。）第1条に基づき設置されるものであり、現在、大使館、総領事館及び政府代表部の3種類が設置されている（在外公館名称位置給与法別表第一）。また、設置法第7条において、「在外公館は、外国において外務省の所掌事務を行う」とされている。</p> <p>具体的には、大使館は、原則として各国の首都に設置され、その国に対して日本を代表するものであり、相手国政府との交渉（代表機能）やその国の政治・経済などの情報収集・分析（情報分析機能）、邦人の生命・財産、日本企業（日系現地法人を含む。以下同じ。）の利益の保護（邦人保護機能）及び相手国との通商経済、文化、科学等の交流の促進（関係促進機能）の業務を行うとともに、旅券・査証の発給、在外選挙等（行政事務機能）の業務も行っている。平成22年4月現在、133大使館（実館（注）をいう。以下同じ。）が設置されており、我が国が承認している192か国のうち、大使館の未設置国は59か国となっている。</p> <p>（注）実館は、在外公館名称位置給与法別表第一の在外公館の位置に、専任の在外公館長（大使及び総領事）が置かれているものをいい、兼館は、専任の在外公館長が置かれていないものをいう。</p> <p>総領事館は、大使館と異なり日本を代表し相手国政府と交渉を行う権限はないが、世界の主要都市に設置され、担当する地域の邦人の生命・財産、日本企業の利益の保護、情報の収集・分析、通商分野等の関係の促進、旅券・査証の発給、在外選挙等の業務を行っている。平成22年4月現在、64総領事館（実館をいう。以下同じ。）が設置されている。</p> <p>政府代表部は、国際連合、欧州連合等の国際機関に対して日本政府を代表する機関であり、主に国際機関関係事務を処理している。平成22年4月現在、国際連合、経済協力開発機構、欧州連合等に7つの政府代表部（実館をいう。以下同じ。）が設置されている。</p>	<p>表1-①</p> <p>表1-②、③</p> <p>表1-④</p>
<p>(在外公館の設置に係る外務省の方針等)</p> <p>① 外務省は、「平成19年度から28年度までの10年間で、150大使館体制と必要な総領事館の新設及び定員2,000人純増」の目標の下、19年度から21年度までの間に16大使館を新設し、大使館数は133（平成22年4月現在）となっている。ただし、平成22年度には、政府全体の予算の見直し方針を踏まえ、在外公館の新設は予定されていない。</p> <p>② 外務省は、在外公館の設置又は見直し基準について、次のとおり説明しており、また、当該基準を数値化することは困難であるとしている。</p> <p>i 在外公館を新規に設置するに当たっては、主として、i) 安全保障を含む二国間関係における政治的重要性、ii) 日本企業支援や資源・エネルギー獲得を含む経済的重要性、iii) 邦人保護の観点、iv) 国際場裏での支持獲得等の観点を踏ま</p>	<p>表1-⑤</p> <p>表1-⑥</p>

えた相手国の国際社会における位置付けといった、定量的に測ることのできない様々な要素を総合的に勘案している。また、二国間の貿易量・投資量や在留邦人数、進出企業数といった定量的に測ることのできる指標も要素として勘案しつつ、総合的に検討している。

ii 総領事館の廃止を検討する際には、在留邦人数、進出企業数、査証発給件数等の定量的に測ることのできる指標を検討することに加え、既設公館との距離、地方政府の権限の大きさ、現地の法制度の確立度合い（場合によっては企業支援が不可欠となる。）、情報入手地としての重要度といったその他の個別事情を総合的に勘案している。

③ 他方、在外公館の維持・運営に関する経費について、平成21年11月の行政刷新会議の事業仕分けで「見直しを行う」との評価結果が出されたことを踏まえ、外務省は、効果的かつ効率的な在外公館の在り方について、計画的に見直しを行うこととしている。

(調査結果)

今回、平成8年度以降の在外公館の設置状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

(1) 在外公館の設置実績

ア 大使館

平成8年度から21年度までの14年間に23公館が新設され、平成22年4月現在の大使館数は133となっている。

大使館の設置数（開館実績ベース）の経年推移をみると、平成8年度から18年度までの間は、9年度1公館、11年度2公館、13年度1公館、15年度から17年度までそれぞれ1公館設置されてきたが、上記のとおり、19年度以降の10年間で150大使館体制を目指すという目標が定められてからは、19年度6公館、20年度4公館、21年度6公館と急増している（注）。

（注）平成21年度の6公館のうち1公館（在モーリタニア大使館）は、20年度の開館を予定していたが、クーデター発生による政情不安のため、平成21年12月1日に開館している。

大使館の地域別の設置状況をみると、新設された23公館のうち、欧州地域が10公館（44%）、アフリカ地域が9公館（39%）、大洋州地域が3公館（13%）及びアジア地域が1公館（4%）となっている。

なお、中南米地域については、新設されていない。

大使館の未設置国59か国（平成22年4月現在）の地域別内訳は、アフリカ地域が22か国（37%）、欧州地域が16か国（27%）、中南米地域が12か国（20%）、大洋州地域が7か国（12%）及びアジア地域が2か国（3%）となっている。

イ 総領事館

平成8年度から21年度までの14年間に7公館の新設と6公館の廃止が行われており、平成22年4月現在の総領事館数は64となっている（注）。廃止された6公館のうち5公館については、領事業務を行うために出張駐在官事務所が置かれている。

（注）総領事館の位置の変更等によるものを除いている（例：在エドモントン総領事館を廃止し

表1-⑦、⑧

表1-③
(再掲)

表1-⑨、⑩

在カルガリー総領事館を設置、在ニューオリンズ総領事館を廃止し在ナッシュビル総領事館を設置等)。

総領事館の設置数及び廃止数(開館又は閉館実績ベース)の経年推移をみると、平成8年度から14年度までの7年間は隔年で1公館ずつ(計3公館)設置されてきたが、15年度以降は公館の設置と併せて廃止も行われるようになってきており、15年度から21年度までの7年間では、設置公館数4に対し廃止公館数6と廃止公館数が設置公館数を若干上回る状況となっている。

総領事館の地域別の設置及び廃止の状況をみると、新設された7公館のうち、アジア地域が5公館(71%)、欧州地域及び北米地域がそれぞれ1公館(各14%)となっている。また、廃止された6公館のうち、北米地域及び中南米地域がそれぞれ2公館(各33%)、アジア地域及び欧州地域がそれぞれ1公館(各17%)となっている。

この結果、平成22年4月現在の国別の総領事館の設置数は、アメリカが最も多く15公館、次いで、中国が6公館、ブラジルが5公館、ドイツ、ロシア、カナダ及びオーストラリアがそれぞれ4公館などとなっている。

表1-⑩

ウ 政府代表部

平成8年度から21年度までの14年間に設置された政府代表部は、14年度の国際連合教育科学文化機関日本政府代表部(略称:ユネスコ代表部)のみである。

(2) 在外公館の設置後の状況変化等

ア 在外公館の設置後の状況変化等

今回、平成8年度から17年度までに設置された13在外公館(7大使館及び6総領事館)が管轄する国・地域における在外公館設置後の二国間の貿易量や邦人保護に関する状況変化を調査したところ、次のような状況がみられた。

在外公館の設置後の状況変化等を調査するに当たっては、在外公館が設置されている国・地域の実情、それを踏まえた在外公館の要員規模等の違いや、社会経済情勢の変化等の定量的に測定することが容易でない外部要因の影響を考慮する必要があるが、関係する資料やデータが乏しいことから、今回の調査では、外務省が在外公館の設置時に勘案している要素について、可能な限り定量的なデータを基に分析することとした。例えば、「日本企業支援や資源・エネルギー獲得を含む経済的重要性」については日本企業の進出状況(企業数)や輸出入額を指標とし、また、「邦人保護の観点」については在留邦人数、短期渡航者数や邦人援護件数を指標として、分析を行った。また、定量的な測定が容易ではない面を補完するため、在外公館の設置による行政サービスを始めとする様々な変化の状況について、現地の在留邦人団体及び日本企業に対するアンケート調査並びに相手国の政府機関及びマスコミ等に対するインタビュー調査を行った。

(大使館)

7大使館については、各種指標の中から、データが把握できた主要9指標(在留邦人数、日本企業数、日本からの短期渡航者数、日本への短期渡航者数、日本からの要人來訪件数、日本への要人往訪件数、日本からの輸入額、日本への輸出額及び政府開発援助(以下「ODA」という。)の援助額)の変化を分析するとともに、アンケート調査等を行った。その結果、次のような状況がみら

れた。

① 9指標に係る各大使館の設置前3年間の平均値と直近3年間(平成18年度から20年度まで(ODA援助額については17年度から19年度まで)をいう。以下同じ。)の平均値とを比較すると、表1のとおり、7大使館が管轄する国すべてにおいて、ほとんどの指標が増加している。ただし、ODA援助額については、4か国(クロアチア、アゼルバイジャン、スロバキア及びアンゴラ)で減少している。これについて、外務省は、i)スロバキアに対するODAは平成18年度に終了した、ii)クロアチアは経済発展等によりODAの必要性が薄れてきている、iii)アゼルバイジャン及びアンゴラは日本のODA総額自体が減少していることもあって、ODA援助額が減少しているが、援助の需要は存在するとしている。また、東ティモールでは、在留邦人数が83%減少しているが、これは、国連平和維持活動要員の帰国(平成16年6月)によるものと考えられる。さらに、モザンビークでは、日本への輸出額が減少しているが、これは、エビの輸出額の減少が影響しているとみられる。

なお、平成20年の日本への輸出額は、エビの減少傾向は続いているものの、ゴマ等他の品目が伸びたため前年より増加している。

表1-⑫

表1-⑬

表1 7大使館が管轄する国における主要指標の大使館設置前後の比較

区 分	在クロアチア	在アゼルバイジャン	在スロバキア	在スロベニア	在東ティモール	在モザンビーク	在アンゴラ
在留邦人数	○ (422%)	○ (72%)	○ (170%)	○ (213%)	▲ (-83%)	○ (73%)	○ (108%)
日本企業数	-	-	○ (617%)	-	-	-	-
日本からの短期渡航者数	○ (3503%)	-	○ (55%)	○ (201%)	-	-	-
日本への短期渡航者数	○ (168%)	○ (221%)	○ (112%)	○ (38%)	○ (85%)	○ (103%)	○ (14%)
日本からの要人来訪件数	△ (0%)	○ (133%)	△ (0%)	○ (30%)	▲ (-57%)	△ (0%)	▲ (-57%)
日本への要人往訪件数	▲ (-30%)	▲ (-77%)	▲ (-70%)	○ (567%)	▲ (-15%)	○ (300%)	▲ (-24%)
日本からの輸 入 額	○ (420%)	○ (320%)	○ (1384%)	○ (61%)	○ (126%)	○ (26%)	○ (83%)
日本への輸 出 額	○ (1253%)	○ (8213%)	○ (81%)	○ (22%)	○ (123600%)	▲ (-11%)	○ (77%)
ODA援助額	▲ (-70%)	▲ (-24%)	▲ (-86%)	-	○ (31%)	○ (30%)	▲ (-11%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各大使館の設置前3年間の平均値と直近3年間の平均値との比較結果であり、「○」は増加を、「△」は増減なしを、「▲」は減少を、「-」は比較データなしを、それぞれ示す。また、()内は、増加又は減少の割合である。

② また、これら9指標について各大使館の設置前から平成20年度までの経年推移をみると、表2のとおり、上記①とおおむね同様の傾向を示しており、

表1-⑭

ODA援助額を除けば、減少傾向にあるのは一部の指標のみとなっている。
 減少傾向にある主な例としては、アンゴラにおける日本への輸出額（平成18年811億円、19年224億円及び20年26億円）があるが、国際経済情勢の変化の中で、主要輸出品目である原油等の日本への輸出額が減少したことが影響しているものとみられる。

表1-⑮

表2 7大使館が管轄する国における主要指標の傾向

区 分	在クロアチア	在アゼルバイジャン	在スロバキア	在スロベニア	在東ティモール	在モザンビーク	在アンゴラ
在留邦人数	↑	↑	↑	↑	→	↑	↑
日本企業数	→	→	↑	→	↑	↓	↑
日本からの短期渡航者数	↑	—	↑	↑	—	—	—
日本への短期渡航者数	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
日本からの要人来訪件数	→	→	→	↑	→	→	↑
日本への要人往訪件数	↑	→	→	↑	→	↑	↑
日本からの輸入額	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
日本への輸出額	↑	→	↑	↑	↑	→	↓
ODA援助額	→	↓	↓	↓	→	→	→

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、各大使館の設置前から平成20年度までのデータを基に、その期間におけるおおよその傾向を整理したものであり、「↑」は増加傾向を、「→」は横ばい傾向を、「↓」は減少傾向を、「—」はおおよその傾向を整理できないものを示す。

③ さらに、アンケート調査等の結果をみると、有効回答がなかった2大使館（在アゼルバイジャン大使館及び在東ティモール大使館）を除く5大使館について、ほとんどの者が、大使館の設置によって邦人や企業に対する各種支援サービスの迅速な提供等を受けられるようになったとしている。

表1-⑯

④ 上記①から③に記述したように、7大使館が管轄する国においては、大使館設置後の二国間の貿易量や短期渡航者数の増大と、日本企業支援や邦人保護の面での行政サービスの向上がみられる。一方で、社会経済情勢の変化等の外部要因を考慮する必要はあるものの、表3のとおり、外務省が大使館の設置時に想定していた効果等の一部が必ずしも十分に生じていないとみられる例もあった。

表1-⑰

表3 想定していた効果等が必ずしも十分に生じていないとみられる例（大使館）

大使館名	想定していた効果等	設置後の状況
在クロアチア （平成10年 2月設置）	我が国との経済交流が拡大することが予想される。	日本との輸出入額は増加傾向にあり、大使館設置前の平成9年に比べ20年には4倍又は6倍に増加しているが、日本企業数については、平成17年度以降、7社又は8社と横ばいで推移しており、我が国からの投資面での拡大は進んでいない。
在アゼルバイジャン （平成12年 1月設置）	エネルギー資源の多角化及び安定的確保という長期的な国益の観点から、我が国にとりアゼルバイジャンとの経済関係の拡大は重要である。	日本からの輸入額は増加傾向にあり、大使館設置前の平成11年に比べ20年は2倍に増加している。 一方、日本への輸出額は、大使館設置から平成17年までの間は横ばい状態で推移してきたところ、18年から19年までにかけて大幅に増加したが、20年には前年の約75%減と変化が大きい状況となっている。 また、原油等の輸出実績については、大使館の設置から平成20年までの9年間で、3か年（平成13年、19年及び20年）にとどまっている。
在スロベニア （平成18年 1月設置）	日本企業にとってのスロベニア市場の魅力は急速に高まっていくものと考えられ、企業投資のための環境整備につきスロベニア政府への強いパイプとなるべき大使館の存在が不可欠である。	日本との輸出入額は若干の増加傾向にあり、大使館設置前の平成17年に比べ20年の日本からの輸入額は1.7倍に増加しているが、日本企業数については、大使館設置以前の4社から増加しておらず、我が国からの投資面での拡大は進んでいない。
在モザンビーク （平成12年 1月設置）	日本・モザンビーク間の経済関係の緊密化及びそれに伴う在留邦人数の増加が予想される。	日本からの輸入額は、大使館の設置から平成19年までは増加傾向にあったが、20年は減少している。一方、日本への輸出額は、ほぼ横ばい状態となっている。 また、日本企業数は、平成18年度に5社あったが19年度以降は2社に減少しており、我が国からの投資面での拡大は進んでいない。 なお、在留邦人数は増加傾向にあり、平成20年度には124人（大使館設置前の2倍）となっている。

（注）当省の調査結果による。

（総領事館）

6 総領事館については、主要業務である領事業務に係る各種指標の中から、データが把握できた主要6指標（在留邦人数、日本企業数、邦人援護件数、一般旅券発行件数、戸籍・国籍受理件数及び査証発給件数）の変化を分析する（注）とともに、アンケート調査等を行った。その結果、次のような状況がみられた。

（注）大使館で用いた主要9指標のうち、7指標（日本からの短期渡航者数、日本への短期渡航者数、日本からの要人来訪件数、日本への要人往訪件数、日本からの輸入額、日本への輸出額及びODA援助額）については、総領事館が管轄する地域に係るデータが整備されていないため把握することができなかった。

① 6指標に係る総領事館設置直後又は設置前の値と平成20年度の値とを比較すると、表4のとおり、4総領事館（在チェンマイ総領事館、在重慶総領事館、在デンパサール総領事館及び在デンバー総領事館）が管轄する地域については、ほとんどの指標が増加している。

しかし、在済州総領事館が管轄する地域については、比較できなかった日本企業数を除く5指標中3指標が減少しており、特に査証発給件数（98%減

表1-⑱

少)及び一般旅券発行件数(79%減少)の2指標で大幅に減少している(査証発給件数の減少理由については、後記②参照)。

また、在ユジノサハリンスク総領事館が管轄する地域については、一般旅券発行件数等の4指標は増加しているが、邦人援護件数(86%減少)が減少しており、その率も高くなっている。

表4 6 総領事館が管轄する地域における主要指標の総領事館設置前後の比較

区 分	在ユジノサハリンスク	在済州	在チェンマイ	在重慶	在デンパサール	在デンバー
在留邦人数	○ (88%)	○ (155%)	○ (81%)	○ (50%)	○ (17%)	○ (48%)
日本企業数	—	—	○ (21%)	▲ (-30%)	○ (28%)	—
邦人援護件数	▲ (-86%)	○ (200%)	○ (125%)	○ (128%)	○ (269%)	○ (63%)
一般旅券発行件数	○ (575%)	▲ (-79%)	○ (135%)	○ (58%)	▲ (-37%)	○ (47%)
戸籍・国籍受理件数	○ (—)	▲ (-18%)	○ (102%)	○ (113%)	○ (3%)	○ (13%)
査証発給件数	○ (49%)	▲ (-98%)	○ (58%)	○ (157%)	○ (15%)	○ (9%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各総領事館の設置直後又は設置前の値と平成20年度の値との比較結果であり、「○」は増加を、「▲」は減少を、「—」は比較データなしを、それぞれ示す。また、()内は、増加又は減少の割合であり、設置直後又は設置前のデータが0件のため割合を算出できないものは「—」とした。

② また、これら6指標について各総領事館の設置前から平成20年度までの経年推移をみると、表5のとおり、上記①とおおむね同様の傾向を示しており、在済州総領事館及び在ユジノサハリンスク総領事館を除く4総領事館が管轄する地域では、多くの指標が増加傾向にあり、一部が横ばい傾向にある。

ただし、在済州総領事館が管轄する地域については、6指標中3指標が減少傾向にあり、特に、査証発給件数は、平成18年3月1日から韓国人に対する短期滞在査証が免除されたことから、18年以降大幅に減少しており、20年の実績は244件と15年のピーク時(13,119件)の2%まで減少している。

なお、外務省は、平成8年度の在済州総領事館の設置時に、その必要性について「駐在官事務所での査証発給件数は、平成6年は12,351件に達しており、全在外公館の査証発給件数のうち13位に相当する。」としていた。

また、在ユジノサハリンスク総領事館が管轄する地域については、6指標中4指標が減少傾向にある。在留邦人数は、平成13年度から18年度までは増加傾向にあったが、18年度に日本企業の参加の下に行われた大プロジェクト(「サハリンI」及び「サハリンII」)の施設工事が終了したことなどから、18年度の352人から20年度の173人へと半減しており、また、日本企業数は同総領事館設置前の約120社から20年度は35社へ大幅に減少している。

なお、外務省は、平成12年度の在ユジノサハリンスク総領事館の設置時に、

表1-⑱

その必要性について「サハリンⅠ」、「サハリンⅡ」と称されるサハリン大陸棚の石油・天然ガス・プロジェクトで我が国企業が参加する最大級のエネルギー開発事業が始動しつつある。このプロジェクトは平成11年7月より原油の商業生産が開始されており、今後は現状と一変した人や資本の往来、経済的活況が見込まれる。」としていた。これらについて、同省は、①サハリンにおける石油・ガス開発の我が国にとっての重要性は、高まることはあっても低下することは想定されないこと、②サハリン州との貿易額は平成18年に比べ20年は、その3倍となっていること、③北方領土問題解決の促進を図るために在ユジノサハリンスク総領事館が重要な役割を果たしていることも考慮する必要があるとしている。

表5 6 総領事館が管轄する地域における主要指標の傾向

区 分	在ユジノサハリンスク	在済州	在チェンマイ	在重慶	在デンパサール	在デンバー
在留邦人数	↓	↑	↑	↑	↑	↑
日本企業数	↓	↓	↑	→	↑	→
邦人援護件数	↓	→	↑	→	→	→
一般旅券発行件数	↓	↓	↑	↑	↑	↑
戸籍・国籍受理件数	→	→	↑	→	→	→
査証発給件数	↑	↓	↑	↑	↑	→

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、各総領事館の設置前から平成20年度までのデータを基に、その期間におけるおおよその傾向を整理したものであり、「↑」は増加傾向を、「→」は横ばい傾向を、「↓」は減少傾向を示す。

③ さらに、アンケート調査等の結果をみると、有効回答がなかった在デンパサール総領事館を除く5総領事館について、ほとんどの者が、総領事館の設置によって各種の情報や領事サービスの迅速な提供等を受けられるようになったとしている。

④ 上記①から③に記述したように、4総領事館（在チェンマイ総領事館、在重慶総領事館、在デンパサール総領事館及び在デンバー総領事館）が管轄する地域においては、日本企業支援や邦人保護等の面での行政サービスが向上している状況がみられた。

しかし、在済州総領事館及び在ユジノサハリンスク総領事館が管轄する地域においては、在留邦人数（在済州総領事館）や査証発給件数（在ユジノサハリンスク総領事館）が増加しているものの、総領事館設置後の社会経済情勢の変化に伴い、領事業務に係る主要指標が減少傾向となっていることから、業務の実施体制について必要な見直しを行う余地があると考えられる。

また、社会経済情勢の変化等の外部要因を考慮する必要があるものの、表

表1-⑳

表1-㉑

6のとおり、外務省が総領事館の設置時に想定していた効果等の一部が必ずしも十分に生じていないとみられる例もあった。

表6 想定していた効果等が必ずしも十分に生じていないとみられる例（総領事館）

総領事館名	想定していた効果等	設置後の状況
在重慶 (平成17年 1月設置)	重慶市及び四川省への日本企業の増加に伴い、知的財産権侵害の問題のほか、人的交流の拡大を背景に犯罪、事故等のトラブルが増加する。	日本企業数は、総領事館の設置前(平成15年度)は458社あったが、設置後の17年度は291社に減少し、その後18年度は315社、19年度は333社と増加したものの、20年度は322社に減少している。
在デンバー (平成11年 1月設置)	ハイテク産業や研究開発活動の振興を背景に、コロラド州のアメリカ合衆国における重要性は一層高まっている。 総領事館が管轄する4州には、108社の日本企業が進出し、4,720人の在留邦人が滞在しており、我が国との関係はますます緊密化してくる。	日本企業数は、総領事館の設置前は108社あったが、経済情勢の変化により、設置後の平成13年度は33社に減少し、その後は40数社で推移した後に、18年度以降は70社前後に増加しているものの、総領事館の設置前の水準には至っていない。

(注) 当省の調査結果による。

また、外務省においては、新設在外公館の設置効果や設置後の社会経済情勢の変化等について、一定期間経過後に把握・分析するなどの取組は必ずしも十分行われてはいない。

イ 大使館未設置国等との比較

今回、外務省が在外公館の設置に当たって検討するとしている主な定量的指標を基に、近年大使館が設置された国と大使館未設置国(兼勤駐在官事務所(注1)が設置されている国を含む。以下同じ。)との比較及び近年設置された総領事館が管轄する地域と近年廃止された総領事館(出張駐在官事務所(注2)を設置したものに限り。以下同じ。)が管轄する地域との比較をしてみたところ、各国・地域における社会経済情勢、治安状況、インフラの整備状況等が異なることを考慮する必要はあるが、次のような状況がみられた。

(注1) 兼轄する大使館の館員の一部が被兼轄国に常駐し、被兼轄国との連絡や領事業務等を行うために設けられる事務所をいう。

(注2) 在外公館の館員の一部が管轄する国・地域の一大都市に常駐し、領事業務等を行うために設けられる事務所をいう。

(大使館)

平成19年度から21年度までに大使館が設置された16か国と大使館未設置国59か国における在留邦人数、日本企業数、日本への輸出額及び日本からの輸入額の4つの指標(いずれも直近3年間の平均値)を比較すると、表7のとおり、大使館未設置国の中には、すべての指標で、1か国ないし6か国の大使館設置国を上回っている例がみられた。また、地域的にみても、大洋州では、大使館設置国であるトンガより未設置国のバヌアツ及びマーシャルがすべての指標で上回っている。同様に、欧州では、大使館設置国であるラトビアより未設置国のアイスランドがすべての指標で上回っている。

表1-②

表7 4つの指標すべてで、大使館未設置国が大使館設置国を上回っている例

未設置国名 (地域名)	調 査 結 果
バヌアツ (大洋州)	バヌアツは、4つの指標すべてで、近年大使館が設置された6か国（ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、マリ、ベナン、ルワンダ及びトンガ）を上回っている。 これらのうち、トンガは、バヌアツと同じ大洋州の国である。
マーシャル* (大洋州)	マーシャルは、4つの指標すべてで、近年大使館が設置された5か国（グルジア、マリ、ベナン、ルワンダ及びトンガ）を上回っている。 これらのうち、トンガは、マーシャルと同じ大洋州の国である。
モルディブ (アジア)	モルディブは、4つの指標すべてで、近年大使館が設置された5か国（ボスニア・ヘルツェゴビナ、マリ、ルワンダ、ミクロネシア及びトンガ）を上回っている。
アイスランド* (欧州)	アイスランドは、4つの指標すべてで、近年大使館が設置された3か国（ラトビア、ボツワナ及びルワンダ）を上回っている。 これらのうち、ラトビアは、アイスランドと同じ欧州の国である。
バハマ (中南米)	バハマは、4つの指標すべてで、近年大使館が設置された3つの国（ラトビア、グルジア及びマリ）を上回っている。
サモア及びソロモン* (大洋州)	サモア及びソロモンは、4つの指標すべてで、近年大使館が設置されたマリを上回っている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 *印は、兼勤駐在官事務所が設置されている国を示す。

(総領事館)

平成8年度から17年度までに設置された6総領事館と8年度から21年度までに廃止された5総領事館が管轄する地域における在留邦人数、日本企業数、一般旅券発行件数及び査証発給件数の4つの指標（いずれも直近3年間の平均値）を比較すると、表8のとおり、すべての指標で、複数の廃止総領事館の管轄地域のデータを下回っているものが1公館みられた。

表1-⑳

表8 4つの指標すべてで、複数の廃止総領事館を下回っている総領事館

総領事館名	調 査 結 果
在济州	在济州総領事館は、4つの指標すべてで、近年廃止された3総領事館（在マカッサル、在ポルトアレグレ及び在レシフェ）を下回っている。

(注) 当省の調査結果による。

(所見)

したがって、外務省は、当省の調査結果（後記項目2の関連事項を含む。）も踏まえて、在外公館の見直しを計画的に推進する必要がある。その際、新設在外公館については、一定期間経過後に設置効果を測定するとともに、他の在外公館については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、その役割や業務の実施体制を見直すこと。

また、在济州総領事館及び在ユジノサハリンスク総領事館については、設置後の社会経済情勢の変化を踏まえ、業務の実施体制を見直す必要がある。

在外公館に関する法令

○国家行政組織法（昭和23年法律第120号）（抜粋）

（特別の機関）

第八条の三 第三条の国の行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○外務省設置法（平成11年法律第94号）（抜粋）

（設置）

第六条 外務省に、在外公館を置く。

2 在外公館の種類は、大使館、公使館、総領事館、領事館及び政府代表部とする。

3 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより外務省に置かれる在外公館は、日本政府在外事務所とする。

（所掌事務）

第七条 次項に定める場合を除くほか、在外公館は、外国において外務省の所掌事務を行う。

2 日本政府在外事務所の所掌事務については、日本政府在外事務所設置法（昭和二十五年法律第百五号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）（抜粋）

（在外公館の名称及び位置）

第一条 在外公館の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

（注） 1 下線は、当省が付した。

2 平成22年4月現在、公使館及び領事館は設置されていない。

表 1-②

平成 22 年 4 月現在の大使館設置状況

地域	大使館	地域	大使館	地域	大使館		
アジア	在インド 在インドネシア 在カンボジア 在シンガポール 在スリランカ 在タイ 在大韓民国 在中華人民共和国 在ネパール 在パキスタン 在バングラデシュ 在東ティモール 在フィリピン 在ブルネイ 在ベトナム 在マレーシア 在ミャンマー 在モンゴル 在ラオス 19	欧州	在アイルランド 在アゼルバイジャン 在イタリア 在ウクライナ 在ウズベキスタン 在英国 在エストニア 在オーストリア 在オランダ 在カザフスタン 在ギリシャ 在キルギス 在グルジア 在クロアチア 在スイス 在スウェーデン 在スペイン 在スロバキア 在スロベニア 在セルビア 在チェコ 在デンマーク 在ドイツ 在ノルウェー 在バチカン 在ハンガリー 在フィンランド 在フランス 在ブルガリア 在ベルギー 在ポーランド 在ボスニア・ヘルツェゴビナ 在ポルトガル 在ラトビア 在リトアニア 在ルーマニア 在ルクセンブルク 在ロシア 38	アフリカ	在アルジェリア 在アンゴラ 在ウガンダ 在エジプト 在エチオピア 在ガーナ 在ガボン 在カメルーン 在ギニア 在ケニア 在コートジボワール 在コンゴ民主共和国 在ザンビア 在ジンバブエ 在スーダン 在セネガル 在タンザニア 在チュニジア 在ナイジェリア 在ブルキナファソ 在ベナン 在ボツワナ 在マダガスカル 在マラウイ 在マリ 在南アフリカ共和国 在モーリタニア 在モザンビーク 在モロッコ 在リビア 在ルワンダ 31		合計 133
大洋州	在オーストラリア 在トンガ 在ニュージーランド 在パプアニューギニア 在パラオ 在フィジー 在ミクロネシア 7						
北米	在アメリカ合衆国 在カナダ 2						
中南米	在アルゼンチン 在ウルグアイ 在エクアドル 在エルサルバドル 在キューバ 在グアテマラ 在コスタリカ 在コロンビア 在ジャマイカ 在チリ 在ドミニカ共和国 在トリニダード・トバゴ 在ニカラグア 在パナマ 在パラグアイ 在ブラジル 在ベネズエラ 在ペルー 在ボリビア 在ホンジュラス 在メキシコ 21	中東	在アフガニスタン 在アラブ首長国連邦 在イエメン 在イスラエル 在イラク 在イラン 在オマーン 在カタール 在クウェート 在サウジアラビア 在シリア 在トルコ 在バーレーン 在ヨルダン 在レバノン 15				

(注) 外務省の資料による。

表 1-③

平成 22 年 4 月現在の大使館未設置国

地域	国名	地域	国名
アジア	ブータン モルディブ 2	中東	0
大洋州	キリバス サモア ソロモン ツバル ナウル バヌアツ マーシャル 7	アフリカ	エリトリア カーボヴェルデ ガンビア ギニアビサウ コモロ コンゴ共和国 サントメ・プリンシペ シエラレオネ ジブチ スワジランド セーシェル 赤道ギニア ソマリア チャド 中央アフリカ トーゴ ナミビア ニジェール ブルンジ モーリシャス リベリア レソト 22
中南米	アンティグア・バーブーダ ガイアナ グレナダ スリナム セントクリストファー・ネイビス セントビンセント セントルシア ドミニカ ハイチ バハマ バルバドス ベリーズ 12		合計
欧州	アイスランド アルバニア アルメニア アンドラ キプロス コソボ サンマリノ タジキスタン トルクメニスタン ベラルーシ マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 マルタ モナコ モルドバ モンテネグロ リヒテンシュタイン 16		

(注) 外務省の資料による。

表 1-④

平成 22 年 4 月現在の総領事館設置状況

地域	総領事館	地域	総領事館
アジア	在コルカタ 在チェンナイ 在ムンバイ 在スラバヤ 在デンパサール 在メダン 在チェンマイ 在済州 在釜山 在広州 在上海 在重慶 在瀋陽 在青島 在香港 在カラチ 在ホーチミン 在クタキナバル 在ペナン	欧州	在ミラノ 在エディンバラ 在バルセロナ 在デュッセルドルフ 在ハンブルク 在フランクフルト 在ミュンヘン 在ストラスブール 在マルセイユ 在ウラジオストク 在サンクトペテルブルク 在ハバロフスク 在ユジノサハリンスク 13
		中東	在ドバイ 在ジッダ 在イスタンブール 3
		アフリカ	0
大洋州	在シドニー 在パース 在ブリスベン 在メルボルン 在オークランド 5	合計	64
北米	在アトランタ 在サンフランシスコ 在シアトル 在シカゴ 在デトロイト 在デンバー 在ナッシュビル 在ニューヨーク 在ハガツニヤ 在ヒューストン 在ポートランド 在ボストン 在ホノルル 在マイアミ 在ロサンゼルス 在カルガリー 在トロント 在バンクーバー 在モントリオール 19		
中南米	在クリチバ 在サンパウロ 在ベレン 在マナウス 在リオデジャネイロ 5		

(注) 外務省の資料による。

- ・ 平成20年度我が国の重点外交政策（平成19年8月、外務省）（抜粋）
 - 3. 力強い外交のための基盤強化
 - (1) 外交実施体制の強化
 - 在外公館の増強（10年間で150大使館体制と必要な総領事館の新設）とマンパワーの増強（10年間で2000人純増）
- ・ 平成21年度我が国の重点外交政策（平成20年8月、外務省）（抜粋）
 - 外交力強化の核となる外交実施体制の充実
- ・ 外交青書2009（平成21年4月、外務省）（抜粋）
 - 第5章 国民に開かれた日本外交
 - 第2節 外交力強化
 - 【各論】1. 組織力

このほか開設が（略）2009年度には、（略）日本の大使館数は133となる見込みである。しかしながら、この大使館数は、ドイツの149、フランスの159、中国の166、米国の167と比べても依然として小さく、国力に見合う規模ではない。外務省としては、組織力の強化という観点から、引き続き在外公館の増強に取り組む考えである。

在外公館の増強を実のあるものとするためには、職員定員の増強も必要である。2008年度においては、国民の安全の確保と繁栄の促進、アジア外交強化と望ましい国際環境の確保、在外公館を中心とした外交力強化等を目指して合計99人の増員を行い、定員数は合計5,603人（外務本省2,175人、在外公館3,428人）となった。この人員数は、例えば、英国、ドイツの7,000人以上の体制と比しても十分とは言えないため、政府全体での厳しい予算・定員事情の中で、事務合理化等により既存定員の再配置に努めつつも、人員の増強を図っていく。2009年度においては、合計100人の定員の増員を行う予定である。
- ・ 事業番号2-51 在外公館の維持・運営に関する経費（施策・事業シート（概要説明書））（平成21年11月25日、行政刷新会議）（抜粋）
 - 成果目標
 - （現状の成果）
 - 1. 事業費の関連では、過去3年、18公館を新たに設置し、大使館数は133となったが、未だ主要国の水準に達していない。他方、この間、合理化すべき総領事館については出張駐在官事務所への切り替えにより縮小・効率化に取り組んでおり、平成17年度から平成21年度までに6公館の廃止・切り替えを行った。外交実施体制の強化が必要である状況は変わらないが、政府全体の予算の見直し方針を踏まえ、平成22年度概算要求においては、新設在外公館の機構要求は行っていない。
 - 2. 人件費の関連では、在外公館職員の在勤手当について、平成22年度概算要求の中で既に3億円削減し、更に岡田外務大臣の指示の下で、副大臣をヘッドとしたプロジェクト・チームを作り、その点検について検討を進めている。（なお、概算要求の中・事業費で、専門調査員（25名）・派遣員（20名）を削減することとしている。）

（注）外務省の資料による。

表 1-⑥

在外公館の設置又は見直し基準（平成21年11月）

1 大使館及び総領事館の設置基準

在外公館を設置するにあたっては、主として、（1）安全保障を含む二国間関係における政治的重要性、（2）日本企業支援や資源・エネルギー獲得を含む経済的重要性、（3）邦人保護の観点、（4）国際場裏での支持獲得等の観点を踏まえた相手国の国際社会における位置づけといった、定量的に測ることのできない様々な要素を総合的に勘案している。また、二国間の貿易量・投資量や在留邦人数・進出企業数といった定量的に測ることのできる指標も要素として勘案しつつ、総合的に検討している。

2 総領事館の見直しをする場合の目安となる具体的な数値

総領事館の廃止を検討する際には、在留邦人数、進出企業数、査証発給件数等の定量的に測ることのできる指標を検討することに加え、既設公館との距離、地方政府の権限の大きさ、現地の法制度の確立度合い（場合によっては企業支援が不可欠となる）、情報入手地としての重要度といったその他の個別事情を総合的に勘案している。

（注）外務省の資料による。

表 1-⑦

平成 8 年度から 21 年度までの間の大使館の地域別の設置状況（開館実績）

（単位：大使館、％）

地 域	年 度														
	平成8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	計
アジア								1							1 (4.3)
大洋州												1	1	1	3 (13.0)
北米															0 (0.0)
中南米															0 (0.0)
欧州		1		1		1				1		2	2	2	10 (43.5)
中東															0 (0.0)
アフリカ				1					1			3	1	3	9 (39.1)
合計		1		2		1		1	1	1		6	4	6	23 (100.0)

（注） 1 外務省の資料に基づき、当省が作成した。

2 （ ）内は構成比である。

3 平成21年度の6公館のうち1公館（在モーリタニア大使館）は、20年度予算で設置が認められたが、クーデター発生による政情不安のため、21年度に開館したものである。

4 四捨五入の関係で、数値が一致しない場合がある。

表 1-⑦ (附表)

在外公館(実館)の設置状況(査定実績)の推移(平成8年度から21年度)

年度		平成8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
大使館	新設		・クロアチア (欧州)		・アゼルバイ ジャン (欧州) ・モザンビーク (アフリカ)		・スロバキア (欧州)		・東ティモール (アジア)	・アンゴラ (アフリカ)	・スロベニア (欧州)		・ミクロネシア (大洋州) ・リトアニア (欧州) ・ボスニア・ヘル ツェゴビナ (欧州) ・ホツワナ (アフリカ) ・マラウイ (アフリカ) ・マリ (アフリカ)	・トンガ (大洋州) ・ラトビア (欧州) ・グルジア (欧州) ・ブルキナファソ (アフリカ) ・モーリタニア (アフリカ)	・ハノイ (大洋州) ・エストニア (欧州) ・キルギス (欧州) ・ベナン (アフリカ) ・ルワンダ (アフリカ)
総領事館	新設	・済州 (韓国)		・デンバー (アメリカ)		・ユジノ・サハリ ンスク(ロシア)			・チェンマイ (タイ)	・重慶 (中国)	・テノンパール (インドネシア)			・青島 (中国)	
	廃止								・ラス・パルマス (スペイン)	・カンザス・シティ (アメリカ)	・アンカレジ (アメリカ) ・ポルトアレグレ (ブラジル)			・マカッサル (インドネシア)	・レシフェ (ブラジル)

- (注) 1 総務省行政管理局の機構・定員等審査結果等に基づき、当省が作成した。
 2 平成14年度に設置された国際連合教育科学文化機関日本政府代表部(略称:ユネスコ代表部)は除外した。
 3 平成8年度から21年度までの間に廃止された総領事館としては、本表のほかに、在ベルリン総領事館(11年度廃止)、在カルガリー
 総領事館(16年度設置)、在エドモントン総領事館(16年度廃止)、在ニューオーリンズ総領事館(19年度廃止)及び在ナッシュビル総
 領事館(20年度設置)があるが、いずれも大使館や総領事館の移転に伴うものであるため除外した。

表 1-⑧

大使館設置数の推移（平成19年度以降）

区 分 \ 年 度	平成 19	20	21
新設大使館数	6	4	6
既設大使館数	117	123	127
合計	123	127	133
未設置国数	(68)	(64)	(59)

(注) 1 外務省の資料による。

2 未設置国数は兼館の大使館数であり、平成21年度の数には、平成21年4月に設置された在コソボ大使館を含んでいる。

表1-⑨

平成8年度から21年度までの間の総領事館の地域別の設置及び廃止状況（開館又は閉館実績）

（単位：総領事館）

地域	年度	平成8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	計	増減
	アジア	設置	1							1	1	1			1		5
	廃止													1		1	
大洋州	設置															0	0
	廃止															0	
北米	設置			1												1	-1
	廃止									1	1					2	
中南米	設置															0	-2
	廃止										1			1		2	
欧州	設置					1										1	0
	廃止								1							1	
中東	設置															0	0
	廃止															0	
アフリカ	設置															0	0
	廃止															0	
合計	設置	1		1		1			1	1	1			1		7	1
	廃止								1	1	2			1	1	6	

（注）外務省の資料による。

表 1-⑩

総領事館設置数の推移（平成19年度以降）

区 分 \ 年 度	平成 19	20	21
新設総領事館数	0	1	0
廃止総領事館数	0	1	1
既設総領事館数	65	65	65
年度末設置数	65	65	64

(注) 外務省の資料による。

表 1-⑪

国別総領事館設置数（平成 22 年 1 月現在）

国名	総領事館設置数	総領事館名
アメリカ合衆国	15	在アトランタ、在サンフランシスコ、在シアトル、在シカゴ、在デトロイト、在デンバー、在ナッシュビル、在ニューヨーク、在ハガツニヤ、在ヒューストン、在ポートランド、在ボストン、在ホノルル、在マイアミ、在ロサンゼルス
中華人民共和国	6	在広州、在上海、在重慶、在瀋陽、在青島、在香港
ブラジル	5	在クリチバ、在サンパウロ、在ベレン、在マナウス、在リオデジャネイロ
オーストラリア	4	在シドニー、在パース、在ブリスベン、在メルボルン
カナダ	4	在カルガリー、在トロント、在バンクーバー、在モントリオール
ドイツ	4	在デュッセルドルフ、在ハンブルグ、在フランクフルト、在ミュンヘン
ロシア	4	在ウラジオストク、在サンクトペテルブルグ、在ハバロフスク、在ユジノサハリンスク
インド	3	在コルカタ、在チェンナイ、在ムンバイ
インドネシア	3	(在ジャカルタ)、在スラバヤ、在デンパサール、在メダン
大韓民国	2	在済州、在釜山
マレーシア	2	在コタキナバル、在ペナン
フランス	2	在ストラスブール、在マルセイユ
英国	1	(在ロンドン)、在エディンバラ
タイ	1	在チェンマイ
パキスタン	1	在カラチ
ベトナム	1	在ホーチミン
ニュージーランド	1	在オークランド
イタリア	1	在ミラノ
スペイン	1	在バルセロナ
アラブ首長国連邦	1	在ドバイ
サウジアラビア	1	在ジッダ
トルコ	1	在イスタンブール
合計	64	

(注) 1 外務省の資料による。

2 () 内は、大使館が兼轄している総領事館であり、「総領事館設置数」からは除外した。

表1-⑫

7大使館が管轄する国における主要指標の各大使館の設置前3年間と設置後直近3年間（平成18年度から20年度）の平均値の比較

指 標 大使館名	在 留 邦人数	日 本 企業数	短期渡航者数		要人の往来件数		貿易量		ODA 援助額
			日本から の渡航者	日本への 渡 航 者	日本から の 来 訪	日 本 へ の 往 訪	日本から の輸入額	日本への 輸 出 額	
在クロアチア	○ (422%)	—	○ (3503%)	○ (168%)	△ (0%)	▲ (-30%)	○ (420%)	○ (1253%)	▲ (-70%)
在アゼルバイジ ヤン	○ (72%)	—	—	○ (221%)	○ (133%)	▲ (-77%)	○ (320%)	○ (8213%)	▲ (-24%)
在スロバキア	○ (170%)	○ (617%)	○ (55%)	○ (112%)	△ (0%)	▲ (-70%)	○ (1384%)	○ (81%)	▲ (-86%)
在スロベニア	○ (213%)	—	○ (201%)	○ (38%)	○ (30%)	○ (567%)	○ (61%)	○ (22%)	—
在東ティモール	▲ (-83%)	—	—	○ (85%)	▲ (-57%)	▲ (-15%)	○ (126%)	○ (123600%)	○ (31%)
在モザンビーク	○ (73%)	—	—	○ (103%)	△ (0%)	○ (300%)	○ (26%)	▲ (-11%)	○ (30%)
在アンゴラ	○ (108%)	—	—	○ (14%)	▲ (-57%)	▲ (-24%)	○ (83%)	○ (77%)	▲ (-11%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各大使館の設置前3年間の平均値と直近3年間(平成18年度から20年度)の平均値との比較を行い、増加しているものを「○」で、増減のないものを「△」で、減少しているものを「▲」で、比較できないものを「—」で、それぞれ表わしている。ただし、「ODA援助額」については、平成17年度から19年度までの平均値を用いた。

3 「日本企業数」については、各大使館の設置前3年間分のデータがないため、データを確認できる年度と平成20年度を比較した。

4 「ODA援助額」は、債務救済(債務免除及び債務繰延べ)額を含む。

5 ()内は、増加又は減少の割合を示す。

表 1-12 (附表 i)

① 在クロアチア大使館 (平成 10 年 2 月設置) が管轄する国における主要指標の大使館設置前後の比較

指 標		設置前 3 年間の平均 (a)	直近 3 年間の平均 (b)	増減 (b-a)	伸び率 $((b-a)/a \times 100)$
①在留邦人数		20.3 人	106.0 人	85.7 人	422%
②日本企業数		不明	7.7 社	—	—
③短期渡航 者数	日本人のクロアチアへの渡航者数	2,727.7 人	98,286.3 人	95,558.6 人	3,503%
	クロアチア人の日本への渡航者数	507.7 人	1,360.3 人	852.6 人	168%
④要人の往 来件数	日本の要人がクロアチアに来訪	0.3 件	0.3 件	0.0 件	0%
	クロアチアの要人が日本を往訪	1.0 件	0.7 件	▲0.3 件	▲30%
⑤貿易量	日本からの輸入額	1,187 百万円	6,173 百万円	4,986 百万円	420%
	日本への輸出額	740 百万円	10,010 百万円	9,270 百万円	1,253%
⑥ODA援 助額	有償 (円借款)	257 百万円	0 円	▲257 百万円	—
	無償	15 百万円	57 百万円	42 百万円	280%
	技術協力	14 百万円	29 百万円	15 百万円	107%
	計	286 百万円	85 百万円	▲201 百万円	▲70%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「直近 3 年間の平均」は、平成 18 年度から 20 年度までの平均値である。ただし、「ODA 援助額」については、平成 17 年度から 19 年度までの平均値を用いた。

3 「ODA 援助額」欄のうち「有償 (円借款)」には、債務救済 (債務免除及び債務繰延べ) を含む。

4 四捨五入の関係で、数値が一致しない場合がある。

② 在クロアチア大使館（平成10年2月設置）が管轄する国における主要指標の推移

（単位：件、百万円、人、社、％）

区 分	大使館設置前				大使館設置後												伸び率 ((b-a) /a×100)	
	平成 7	8	9	3年 平均 (a)	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	直近3 年平均 (b)		
在留邦人数	25	19	17	20.3	43	59	57	68	74	73	89	86	106	110	102	106.0	422	
日本企業数	※ 0			不明	-	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	7	8	8	7	7.7	-
短期渡航 者数	日本 → クロアチア	1,150	2,723	4,310	2,727.7	7,560	6,375	10,914	12,565	15,340	16,040	22,932	32,748	64,751	86,404	143,704	98,286.3	3,503
	クロアチア → 日本	456	437	630	507.7	655	729	736	809	1,506	942	906	1,242	1,174	1,397	1,510	1,360.3	168
日本の要 人来 訪件 数	皇族	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	総理大臣、特使	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	閣僚、両院議長	1	-	-	0.3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	外務副大臣等	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-	0.3	-
	合 計	1	-	-	0.3	-	2	-	-	1	1	-	2	-	1	-	0.3	0
クロアチアの 要人 往訪 件数	大統領、首相クラス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	0.3	-
	大臣クラス	1	1	1	1.0	-	1	2	1	4	2	1	4	1	-	-	0.3	-
	その他	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	合 計	1	1	1	1.0	-	1	3	1	4	2	1	5	1	1	-	0.7	▲30
貿 易 量	日本からの輸入額	1,031	1,032	1,499	1,187	2,825	2,423	1,133	969	1,305	2,804	2,889	3,322	4,191	5,485	8,843	6,173	420
	日本への輸出額	240	335	1,645	740	1,614	1,226	2,427	3,352	7,400	7,536	7,084	6,258	12,052	11,443	6,536	10,010	1,253
	貿易収支	▲791	▲697	146	▲447	▲1,211	▲1,197	1,294	2,383	6,095	4,732	4,195	2,936	7,861	5,958	▲2,307	3,837	-
ODA援 助額	有償（円借款）	-	772	-	257	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	-	-
	無償	-	-	45	15	33	69	73	127	56	48	72	65	21	84	不明	57	280
	うち、草の根等	-	-	-	-	9	20	28	80	24	48	43	48	21	84	不明	51	-
	技術協力	-	7	34	14	29	24	310	132	61	64	46	19	45	22	不明	29	107
合 計	-	779	79	286	62	93	383	259	117	112	118	84	66	106	不明	85	▲70	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「貿易量」欄は暦年、他の欄は年度のデータである。

3 「※」印は、外務省が把握していた大使館設置前のデータである（ただし、時点は不明）。

4 「ODA援助額」欄の「直近3年平均」は、平成17年度から19年度までの平均である。また、平成8年度の「有償（円借款）」772百万円は債務繰延べである。

5 「ODA援助額」欄の「うち、草の根等」とは、草の根・人間の安全保障を示す。

6 「ODA援助額」欄の「技術協力」の平成12年度以前及び19年度のデータは、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の実績のみを示す。

7 四捨五入の関係で、数値が一致しない場合がある。

表 1-12 (附表 ii)

① 在アゼルバイジャン大使館 (平成 12 年 1 月設置) が管轄する国における主要指標の大使館設置前後の比較

指 標		設置前 3 年間の平均 (a)	直近 3 年間の平均 (b)	増減 (b-a)	伸び率 $((b-a)/a \times 100)$
①在留邦人数		20.0 人	34.3 人	14.3 人	72%
②日本企業数		不明	5.0 社	—	—
③短期渡航 者数	日本人のアゼルバイジャンへの渡航者数	不明	881.0 人	—	—
	アゼルバイジャン人の日本への渡航者数	72.3 人	232.3 人	160.0 人	221%
④要人の往 来件数	日本の要人がアゼルバイジャンに来訪	0.3 件	0.7 件	0.4 件	133%
	アゼルバイジャンの要人が日本を往訪	1.3 件	0.3 件	▲1.0 件	▲77%
⑤貿易量	日本からの輸入額	2,991 百万円	12,554 百万円	9,563 百万円	320%
	日本への輸出額	110 百万円	9,144 百万円	9,034 百万円	8,213%
⑥ODA援 助額	有償 (円借款)	13,010 百万円	9,760 百万円	▲3,250 百万円	▲25%
	無償	589 百万円	490 百万円	▲99 百万円	▲17%
	技術協力	168 百万円	146 百万円	▲22 百万円	▲13%
	計	13,768 百万円	10,396 百万円	▲3,372 百万円	▲24%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「直近 3 年間の平均」は、平成 18 年度から 20 年度までの平均値である。ただし、「ODA 援助額」については、平成 17 年度から 19 年度までの平均値を用いた。

3 「ODA 援助額」欄のうち「有償 (円借款)」には、債務救済 (債務免除及び債務繰延べ) を含む。

4 四捨五入の関係で、数値が一致しない場合がある。

② 在アゼルバイジャン大使館（平成12年1月設置）が管轄する国における主要指標の推移

（単位：件、百万円、人、社、％）

区 分	大使館設置前				大使館設置後										伸び率 (b-a) /a×100	
	平成9	10	11	3年 平均 (a)	12	13	14	15	16	17	18	19	20	直近3 年平均 (b)		
在留邦人数	5	19	36	20.0	55	47	53	37	20	30	34	36	33	34.3	72	
日本企業数	※ 0			不明	-	不明	不明	不明	不明	不明	6	8	2	5	5.0	-
短期渡航 者数	日本 → アゼルバイジャン	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	457	983	1,203	不明	881.0	-
	アゼルバイジャン → 日本	61	71	85	72.3	89	118	134	129	92	117	246	225	226	232.3	221
日本 の要 人來 訪件 数	皇族	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	総理大臣、特使	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	閣僚、両院議長	-	-	1	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	外務副大臣等	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	1	1	-	0.7	-
	合 計	-	-	1	0.3	-	-	2	-	1	-	1	1	-	0.7	133
アゼル バイジ ャンの 要人 往訪 件数	大統領、首相クラス	2	-	-	0.7	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	大臣クラス	-	1	1	0.7	-	2	-	-	-	1	-	1	-	0.3	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	2	1	1	1.3	-	2	-	-	-	2	-	1	-	0.3	▲77
貿 易 量	日本からの輸入額	2,452	2,469	4,051	2,991	864	7,849	3,726	8,285	8,419	5,961	18,318	11,367	7,977	12,554	320
	日本への輸出額	284	28	17	110	90	446	88	313	114	75	161	21,826	5,446	9,144	8,213
	貿易収支	▲2,168	▲2,441	▲4,034	▲2,881	▲774	▲7,403	▲3,638	▲7,972	▲8,305	▲5,886	▲18,157	10,459	▲2,531	▲3,410	-
OD A援 助額	有償（円借款）	20,699	-	18,332	13,010	-	-	-	-	-	29,280	-	-	不明	9,760	▲25
	無償	400	988	380	589	988	896	263	855	294	79	1,034	357	不明	490	▲17
	うち、草の根等	-	-	-	-	19	84	126	181	44	69	144	119	不明	111	-
	技術協力	40	112	352	168	789	629	180	166	132	156	170	113	不明	146	▲13
	合 計	21,139	1,100	19,064	13,768	1,777	1,525	443	1,021	426	29,515	1,204	470	不明	10,396	▲23

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「貿易量」欄は暦年、他の欄は年度のデータである。
 3 「※」印は、外務省が把握していた大使館設置前のデータである（ただし、時点は不明）。
 4 「日本からアゼルバイジャンへの短期渡航者数」は、平成20年度のデータが不明であるため、「直近3年平均」欄は17年度から19年度の平均である。
 5 「ODA援助額」欄の「直近3年平均」は、平成17年度から19年度までの平均である。
 6 「ODA」欄の「うち、草の根等」とは、草の根・人間の安全保障を示す。
 7 「ODA」欄の「技術協力」の平成12年度以前及び19年度のデータは、JICAの実績のみを示す。
 8 四捨五入の関係で、数値が一致しない場合がある。

表 1-12 (附表 iii)

① 在スロバキア大使館 (平成 14 年 1 月設置) が管轄する国における主要指標の大使館設置前後の比較

指 標		設置前 3 年間の平均 (a)	直近 3 年間の平均 (b)	増減 (b-a)	伸び率 $((b-a)/a \times 100)$
①在留邦人数		72.7 人	196.0 人	123.3 人	170%
②日本企業数		6 社	43 社	37 社	617%
③短期渡航 者数	日本人のスロバキアへの渡航者数	9,274.0 人	14,372.3 人	5,098.3 人	55%
	スロバキア人の日本への渡航者数	793.0 人	1,681.0 人	888 人	112%
④要人の往 来件数	日本の要人がスロバキアに来訪	1.0 件	1.0 件	0.0 件	0%
	スロバキアの要人が日本を往訪	1.0 件	0.3 件	▲0.7 件	▲70%
⑤貿易量	日本からの輸入額	3,502 百万円	51,983 百万円	48,481 百万円	1,384%
	日本への輸出額	12,118 百万円	21,907 百万円	9,789 百万円	81%
⑥ODA 援 助額	有償 (円借款)	0 円	0 円	0 円	—
	無償	45 百万円	23 百万円	▲22 百万円	▲49%
	技術協力	204 百万円	12 百万円	▲192 百万円	▲94%
	計	249 百万円	35 百万円	▲214 百万円	▲86%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「直近 3 年間の平均」は、平成 18 年度から 20 年度までの平均値である。ただし、「ODA 援助額」については、平成 17 年度及び 18 年度の平均値を用いた。

3 「日本企業数」は、平成 11 年度 20 年度の数値を比較した。

4 四捨五入の関係で、数値が一致しない場合がある。

② 在スロバキア大使館（平成 14 年 1 月設置）が管轄する国における主要指標の推移

（単位：件、百万円、人、社、％）

区 分	大使館設置前				大使館設置後								伸び率 ((b-a) / a × 100)	
	平成 11	12	13	3 年 平均 (a)	14	15	16	17	18	19	20	直近 3 年平均 (b)		
在留邦人数	56	68	94	72.7	85	111	130	159	159	202	227	196.0	170	
日本企業数	6	不明	不明	-	不明	不明	不明	35	37	42	43	40.7	617	
短期渡航者数	日本 → スロバキア	9,169	9,775	8,878	9,274.0	9,153	7,278	10,648	14,321	15,878	13,496	13,743	14,372.3	55
	スロバキア → 日本	705	792	882	793.0	1,190	1,210	1,214	1,240	1,411	1,715	1,917	1,681.0	112
日本の 要人來訪 件数	皇族	-	1	-	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	総理大臣、特使	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	閣僚、両院議長	-	-	1	0.3	-	-	-	-	2	-	-	0.7	-
	外務副大臣等	-	1	-	0.3	-	1	-	2	-	1	-	0.3	-
	合 計	-	2	1	1.0	-	1	-	2	2	1	-	1.0	0
スロバキアの 要人往訪 件数	大統領、首相クラス	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	大臣クラス	1	1	1	1.0	-	-	-	2	-	1	-	0.3	-
	その他	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	1	1	1	1.0	-	1	-	3	-	1	-	0.3	▲70
貿易量	日本からの輸入額	2,939	3,756	3,810	3,502	6,015	7,530	11,566	25,761	56,435	51,335	48,179	51,983	1,384
	日本への輸出額	2,318	13,463	20,573	12,118	18,716	8,638	13,682	11,846	19,585	23,773	22,362	21,907	81
	貿易収支	▲621	9,707	16,763	8,616	12,701	1,108	2,116	▲13,915	▲36,850	▲27,562	▲25,817	▲30,076	-
ODA 援助額	有償（円借款）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無償	43	43	49	45	50	48	-	46	-	-	-	23	▲49
	うち、草の根等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	技術協力	197	68	347	204	326	135	71	13	11	-	-	12	▲94
	合 計	240	111	396	249	376	183	71	59	11	-	-	35	▲86

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「貿易量」欄は暦年、他の欄は年度のデータである。

3 「ODA援助額」欄の「直近3年平均」は、平成17年度及び18年度の2年間の平均を記載している（スロバキアへのODAは、事実上終了しており、19年度以降新規案件はないため。）。

4 「ODA援助額」欄の「うち、草の根等」とは、草の根・人間の安全保障を示す。

5 「ODA援助額」欄の「技術協力」の平成11年度及び12年度のデータは、JICAの実績のみを示す。

6 四捨五入の関係で、数値が一致しない場合がある。

表 1-12 (附表 iv)

① 在スロベニア大使館 (平成 18 年 1 月設置) が管轄する国における主要指標の大使館設置前後の比較

指 標		設置前 3 年間の平均 (a)	直近 3 年間の平均 (b)	増減 (b-a)	伸び率 $((b-a)/a \times 100)$
① 在留邦人数		29.0 人	90.7 人	61.7 人	213%
② 日本企業数		不明	4 社	—	—
③ 短期渡航 者数	日本人のスロベニアへの渡航者数	9,225.3 人	27,727.0 人	18,501.7 人	201%
	スロベニア人の日本への渡航者数	800.0 人	1,104.3 人	304.3 人	38%
④ 要人の往 来件数	日本の要人がスロベニアに来訪	1.0 件	1.3 件	0.3 件	30%
	スロベニアの要人が日本を往訪	0.3 件	2.0 件	1.7 件	567%
⑤ 貿易量	日本からの輸入額	12,656 百万円	20,351 百万円	7,695 百万円	61%
	日本への輸出額	4,428 百万円	5,383 百万円	955 百万円	22%
⑥ ODA 援 助額	有償 (円借款)	0 円	0 円	0 円	—
	無償	0 円	0 円	0 円	—
	技術協力	18 百万円	0 円	▲18 百万円	—
	計	18 百万円	0 円	▲18 百万円	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「直近 3 年間の平均」は、平成 18 年度から 20 年度までの平均値である。

3 「日本企業数」は、設置前 3 年間のうち平成 17 年度のみデータがあるため、17 年度と 20 年度を比較した。

4 四捨五入の関係で、数値が一致しない場合がある。

② 在スロベニア大使館（平成 18 年 1 月設置）が管轄する国における主要指標の推移

（単位：件、百万円、人、社、％）

区 分		大使館設置前				大使館設置後				伸び率 (b-a)/a× 100
		平成 15	16	17	3年平均 (a)	18	19	20	直近3年平均 (b)	
在留邦人数		27	31	29	29.0	75	95	102	90.7	213
日本企業数		※ 3		4	-	3	3	4	3.3	-
短期渡航者数	日本 → スロベニア	6,539	8,985	12,152	9,225.3	19,880	24,506	38,795	27,727.0	201
	スロベニア → 日本	672	803	925	800.0	1,029	1,125	1,159	1,104.3	38
日本の 要人來訪件数	皇族	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	総理大臣、特使	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	閣僚、両院議長	-	-	-	-	1	-	-	0.3	-
	外務副大臣等	-	1	2	1.0	2	1	-	1.0	-
	合 計	-	1	2	1.0	3	1	-	1.3	30
スロベニアの 要人往訪件数	大統領、首相クラス	-	-	-	-	-	-	1	0.3	-
	大臣クラス	-	-	-	-	1	-	3	1.3	-
	その他	1	-	-	0.3	1	-	-	0.3	-
	合 計	1	-	-	0.3	2	-	4	2.0	567
貿易量	日本からの輸入額	11,109	12,773	14,085	12,656	14,170	23,352	23,531	20,351	61
	日本への輸出額	3,673	4,132	5,479	4,428	5,122	5,847	5,181	5,383	22
	貿易収支	▲7,436	▲8,641	▲8,606	▲8,228	▲9,048	▲17,505	▲18,350	▲14,968	-
ODA援助額	有償（円借款）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無償	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち、草の根等	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	技術協力	16	32	7	18	-	-	-	-	-
合 計		16	32	7	18	-	-	-	-	-

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「貿易量」欄は暦年、他の欄は年度のデータである。
 3 「※」印は、外務省が把握していた大使館設置前のデータである（ただし、時点は不明）。
 4 「ODA援助額」については、平成 18 年度以降新規案件はない。
 5 「ODA援助額」欄の「うち、草の根等」とは、草の根・人間の安全保障を示す。
 6 四捨五入の関係で、数値が一致しない場合がある。

表 1-12 (附表 v)

① 在東ティモール大使館 (平成 16 年 1 月設置) が管轄する国における主要指標の大使館設置前後の比較

指 標		設置前 3 年間の平均 (a)	直近 3 年間の平均 (b)	増減 (b-a)	伸び率 $((b-a)/a \times 100)$
① 在留邦人数		475.7 人	79.0 人	▲396.7 人	▲83%
② 日本企業数		不明	3 社	—	—
③ 短期渡航 者数	日本人の東ティモールへの渡航者数	不明	不明	—	—
	東ティモール人の日本への渡航者数	18.0 人	33.3 人	15.3 人	85%
④ 要人の往 来件数	日本の要人が東ティモールに来訪	3.0 件	1.3 件	▲1.7 件	▲57%
	東ティモールの要人が日本を往訪	2.0 件	1.7 件	▲0.3 件	▲15%
⑤ 貿易量	日本からの輸入額	314 百万円	710 百万円	396 百万円	126%
	日本への輸出額	5 百万円	6,185 百万円	6,180 百万円	123,600%
⑥ ODA 援 助額	有償 (円借款)	0 円	0 円	0 円	—
	無償	1,468 百万円	2,082 百万円	614 百万円	42%
	技術協力	550 百万円	552 百万円	2 百万円	0.4%
	計	2,018 百万円	2,634 百万円	616 百万円	31%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「直近 3 年間の平均」は、平成 18 年度から 20 年度までの平均値である。ただし、「ODA 援助額」については、平成 17 年度から 19 年度までの平均値を用いた。

3 四捨五入の関係で、数値が一致しない場合がある。

② 在東ティモール大使館（平成16年1月設置）が管轄する国における主要指標の推移

（単位：件、百万円、人、社、％）

区 分	大使館設置前				大使館設置後						伸び率 ((b-a)/a ×100)		
	平成13	14	15	3年 平均 (a)	16	17	18	19	20	直近3 年平均 (b)			
在留邦人数	68	734	625	475.7	72	93	56	91	90	79.0	▲83		
日本企業数	※ 2		不明	-	不明	1	2	3	3	2.7	-		
短期渡航 者数	日本 → 東ティモール	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	-		
	東ティモール → 日本	不明	10	26	18.0	68	44	29	40	31	33.3	85	
日本の 要人來訪 件数	皇族	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	総理大臣、特使	-	1	-	0.3	-	-	-	-	-	-		
	閣僚、両院議長	-	1	-	0.3	-	-	-	-	1	0.3		
	外務副大臣等	2	4	1	2.3	1	1	1	-	2	1.0		
	合 計	2	6	1	3.0	1	1	1	-	3	1.3	▲57	
東ティモールの 要人往 訪件数	大統領、首相クラス	-	1	1	0.7	1	1	-	-	1	0.3		
	大臣クラス	1	-	1	0.7	1	1	-	-	2	0.7		
	その他	1	1	-	0.7	-	-	-	-	2	0.7		
	合 計	2	2	2	2.0	2	2	-	-	5	1.7	▲15	
貿易量	日本からの輸入額	288	412	242	314	111	311	636	791	704	710	126	
	日本への輸出額	0	6	9	5	26	63	1,601	2,544	14,409	6,185	123,600	
	貿易収支	▲288	▲406	▲233	▲309	▲85	▲248	965	1,753	13,705	5,474	-	
ODA援助額	有償（円借款）	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	-	-	
	無償	2,345				1,882				不明		2,082	
		うち、草の根等	99	20	81	67	37	24	-	33	不明	19	▲72
	技術協力	590	518	543	550	526	634	449	572	不明	552	0.4	
	合 計	2,935	1,499	1,621	2,018	2,408	2,971	2,643	2,287	不明	2,634	31	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「貿易量」欄は暦年、他の欄は年度のデータである。
 3 「※」印は、外務省が把握していた大使館設置前のデータである（ただし、時点は不明）。
 4 「ODA援助額」欄の「直近3年平均」は、平成17年度から19年度の平均である。
 5 「ODA援助額」欄の「うち、草の根等」とは、草の根・人間の安全保障を示す。
 6 「ODA援助額」欄の「技術協力」の平成19年度のデータは、JICAの実績のみを示す。
 7 四捨五入の関係で、数値が一致しない場合がある。

表 1-12 (附表 vi)

① 在モザンビーク大使館 (平成 12 年 1 月設置) が管轄する国における主要指標の大使館設置前後の比較

指 標		設置前 3 年間の平均 (a)	直近 3 年間の平均 (b)	増減 (b-a)	伸び率 $((b-a)/a \times 100)$
①在留邦人数		66.7 人	115.3 人	48.6 人	73%
②日本企業数		不明	3.0 社	—	—
③短期渡航 者数	日本人のモザンビークへの渡航者数	不明	不明	—	—
	モザンビーク人の日本への渡航者数	37.3 人	75.7 人	38.4 人	103%
④要人の往 来件数	日本の要人がモザンビークに来訪	0.7 件	0.7 件	0 件	0%
	モザンビークの要人が日本を往訪	1.0 件	4.0 件	3.0 件	300%
⑤貿易量	日本からの輸入額	4,818 百万円	6,084 百万円	1,266 百万円	26%
	日本への輸出額	2,374 百万円	2,118 百万円	▲256 百万円	▲11%
⑥ODA 援 助額	有償 (円借款)	0 円	3,457 百万円	3,457 百万円	—
	無償	4,000 百万円	1,806 百万円	▲2,194 百万円	▲55%
	技術協力	611 百万円	741 百万円	130 百万円	21%
	計	4,611 百万円	6,004 百万円	1,393 百万円	30%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「直近 3 年間の平均」は、平成 18 年度から 20 年度までの平均値である。ただし、「ODA 援助額」については、平成 17 年度から 19 年度までの平均値を用いた。

3 「ODA 援助額」欄のうち「有償 (円借款)」には、債務救済 (債務免除及び債務繰延べ) を含む。

4 四捨五入の関係で、数値が一致しない場合がある。

② 在モザンビーク大使館（平成12年1月設置）が管轄する国における主要指標の推移

（単位：件、百万円、人、社、％）

区 分	大使館設置前				大使館設置後										伸び率 ((b-a) / a ×100)	
	平成9	10	11	3年 平均 (a)	12	13	14	15	16	17	18	19	20	直近3 年平均 (b)		
在留邦人数	65	73	62	66.7	60	63	93	69	68	98	112	110	124	115.3	73	
日本企業数	※ 3			不明	-	不明	不明	不明	不明	不明	4	5	2	2	3.0	-
短期渡航 者数	日本 → モザンビーク	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	-
	モザンビーク → 日本	40	42	30	37.3	28	40	38	49	36	58	49	91	87	75.7	103
日本の要 人來 訪件 数	皇族	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	総理大臣、特使	-	-	1	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	閣僚、両院議長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	外務副大臣等	-	-	1	0.3	-	-	1	1	-	1	-	-	2	0.7	-
	合 計	-	-	2	0.7	-	-	1	1	-	1	-	-	2	0.7	0
モザン ビーク の要 人往 訪件 数	大統領、首相クラス	-	1	-	0.3	-	1	-	1	-	-	1	-	1	0.7	-
	大臣クラス	-	1	1	0.7	-	1	-	1	-	-	2	4	4	3.3	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	-	2	1	1.0	-	2	-	2	1	-	3	4	5	4.0	300
貿易 量	日本からの輸入額	3,857	3,031	7,566	4,818	1,921	1,654	10,749	2,397	3,044	4,394	5,261	7,669	5,321	6,084	26
	日本への輸出額	2,614	2,439	2,070	2,374	2,494	2,637	2,476	1,589	1,981	1,844	1,809	1,132	3,412	2,118	▲11
	貿易収支	▲1,243	▲592	▲5,496	▲2,444	573	983	▲8,273	▲808	▲1,063	▲2,550	▲3,452	▲6,537	▲1,909	▲3,966	-
ODA 援助額	有償（円借款）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,371	-	不明	3,457	-
	無償	3,567	4,796	3,638	4,000	4,227	3,963	2,664	2,155	2,178	1,816	1,964	1,638	不明	1,806	▲55
	うち、草の根等	0	0	27	9	162	16	170	54	83	99	70	49	不明	73	711
	技術協力	428	548	856	611	887	723	323	334	423	485	877	860	不明	741	21
	合 計	3,995	5,344	4,494	4,611	5,114	4,686	2,987	2,489	2,601	2,301	13,212	2,498	不明	6,004	30

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「貿易量」欄は暦年、他の欄は年度のデータである。

3 「※」印は、外務省が把握していた大使館設置前のデータである（ただし、時点は不明）。

4 「ODA援助額」欄の「直近3年平均」は、平成17年度から19年度の平均である。また、平成18年度の「有償（円借款）」10,371百万円のうち7,089百万円は債務免除である。

5 「ODA援助額」欄の「うち、草の根等」とは、草の根・人間の安全保障を示す。

6 「ODA」欄の「技術協力」の平成12年度以前及び19年度のデータは、JICAの実績のみを示す。

7 四捨五入の関係で、数値が一致しない場合がある。

表 1-12 (附表vii)

① 在アンゴラ大使館（平成 17 年 1 月設置）が管轄する国における主要指標の大使館設置前後の比較

指 標		設置前 3 年間の平均 (a)	直近 3 年間の平均 (b)	増減 (b-a)	伸び率 $((b-a)/a \times 100)$
①在留邦人数		24.7 人	51.3 人	26.6 人	108%
②日本企業数		不明	6.3 社	—	—
③ 短期渡 航者数	日本人のアンゴラへの渡航者数	不明	859.3 人	—	—
	アンゴラ人の日本への渡航者数	115.7 人	131.7 人	16.0 人	14%
④ 要人の往 来件数	日本の要人がアンゴラに来訪	0.7 件	0.3 件	▲0.4 件	▲57%
	アンゴラの要人が日本を往訪	1.7 件	1.3 件	▲0.4 件	▲24%
⑤貿易量	日本からの輸入額	14,418 百万円	26,369 百万円	11,951 百万円	83%
	日本への輸出額	19,984 百万円	35,360 百万円	15,376 百万円	77%
⑥ O D A 援 助額	有償（円借款）	0 円	260 百万円	260 百万円	—
	無償	2,762 百万円	1,952 百万円	▲810 百万円	▲29%
	技術協力	111 百万円	350 百万円	239 百万円	215%
	計	2,873 百万円	2,562 百万円	▲311 百万円	▲11%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「直近 3 年間の平均」は、平成18年度から20年度までの平均値である。ただし、「ODA援助額」については、平成17年度から19年度までの平均値を用いた。

3 「ODA援助額」欄のうち「有償（円借款）」には、債務救済（債務免除及び債務繰延べ）を含む。

4 四捨五入の関係で、数値が一致しない場合がある。

② 在アンゴラ大使館（平成 17 年 1 月設置）が管轄する国における主要指標の推移

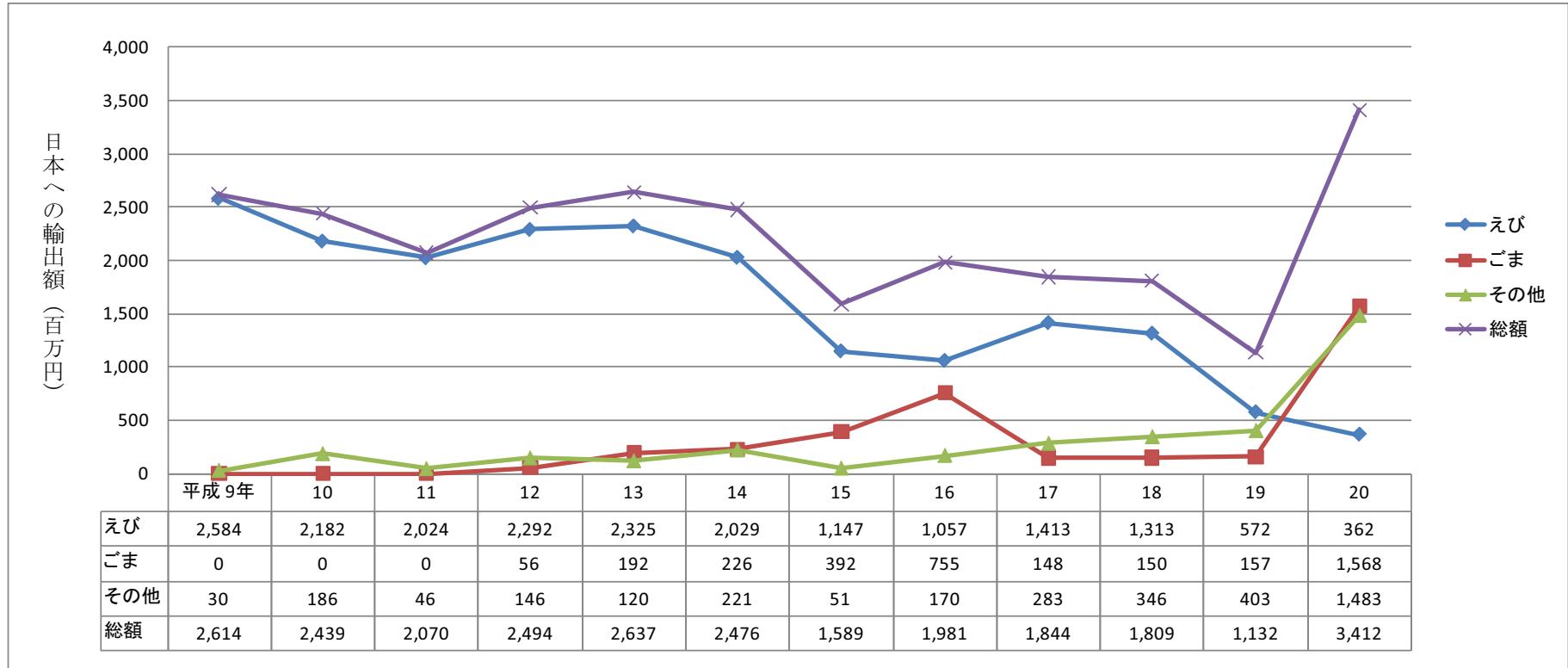
（単位：件、百万円、人、社、％）

区 分	大使館設置前				大使館設置後					伸び率 ((b-a) / a × 100)	
	平成 14	15	16	3年平均 (a)	17	18	19	20	直近3年平均 (b)		
在留邦人数	20	24	30	24.7	24	29	25	100	51.3	108	
日本企業数	※ 6		不明	-	4	5	6	8	6.3	-	
短期渡航者数	日本 → アンゴラ	不明	不明	不明	不明	1,661	380	537	不明	859.3	-
	アンゴラ → 日本	111	98	138	115.7	195	156	91	148	131.7	14
日本の 要人来訪 件数	皇族	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	総理大臣、特使	-	-	-	-	-	-	1	-	0.3	-
	閣僚、両院議長	1	-	-	0.3	-	-	-	-	-	-
	外務副大臣等	1	-	-	0.3	-	-	-	-	-	-
	合 計	2	-	-	0.7	-	-	1	-	0.3	▲57
アンゴラの 要人往訪 件数	大統領、首相クラス	-	-	-	-	1	-	-	1	0.3	-
	大臣クラス	1	2	2	1.7	1	-	3	-	1.0	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	1	2	2	1.7	2	-	3	1	1.3	▲24
貿易量	日本からの輸入額	4,348	6,082	32,823	14,418	13,031	21,743	24,446	32,919	26,369	83
	日本への輸出額	49,336	9,679	938	19,984	2,004	81,051	22,383	2,645	35,360	77
	貿易収支	44,988	3,596	▲31,886	5,566	▲11,027	59,308	▲2,063	▲30,275	8,990	-
O D A 援助額	有償（円借款）	-	-	-	-	0	0	780	不明	260	-
	無償	4,047	1,623	2,615	2,762	2,032	2,191	1,632	不明	1,952	▲29
	うち、草の根等	86	10	98	65	43	65	39	不明	49	▲25
	技術協力	30	94	209	111	480	329	242	不明	350	215
	合 計	4,077	1,717	2,824	2,873	2,512	2,520	2,654	不明	2,562	▲11

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「貿易量」欄は暦年、他の欄は年度のデータである。
 3 「※」印は、外務省が把握していた大使館設置前のデータである（ただし、時点は不明）。
 4 日本からアンゴラへの短期渡航者数は、平成 20 年度のデータが不明であるため、「直近 3 年平均」は 17 年度から 19 年度までの平均である。
 5 「ODA 援助額」欄の「直近 3 年平均」は、平成 17 年度から 19 年度の平均である。また、平成 19 年度の有償（円借款）780 百万円は債務免除である。
 6 「ODA 援助額」欄の「うち、草の根等」とは、草の根・人間の安全保障を示す。
 7 「ODA 援助額」欄の「技術協力」の平成 19 年度のデータは、JICA の実績のみを示す。
 8 四捨五入の関係で、数値が一致しない場合がある。

表 1-⑬

モザンビークから日本への輸出額の推移（主要輸出品別）

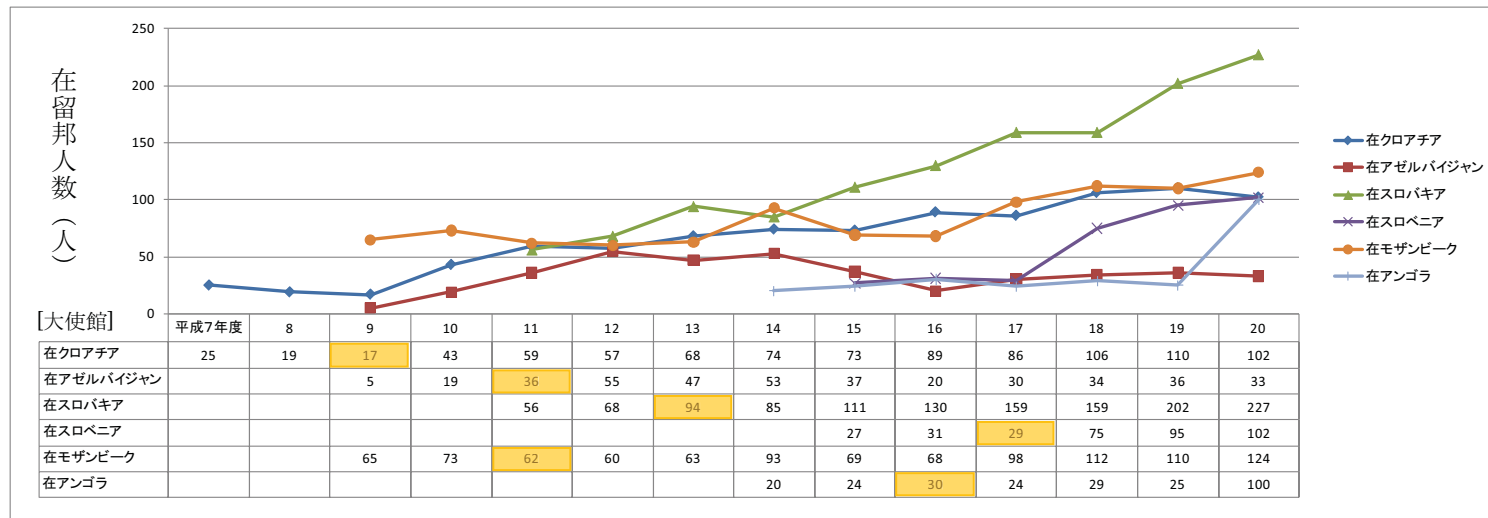
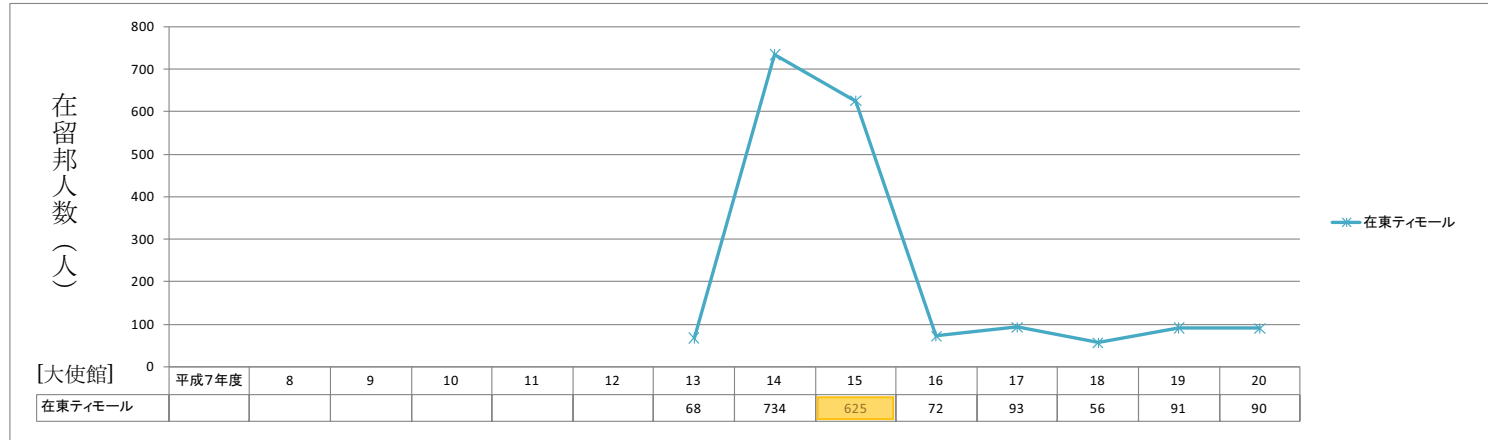


(注) 当省の調査結果による。

表 1-14

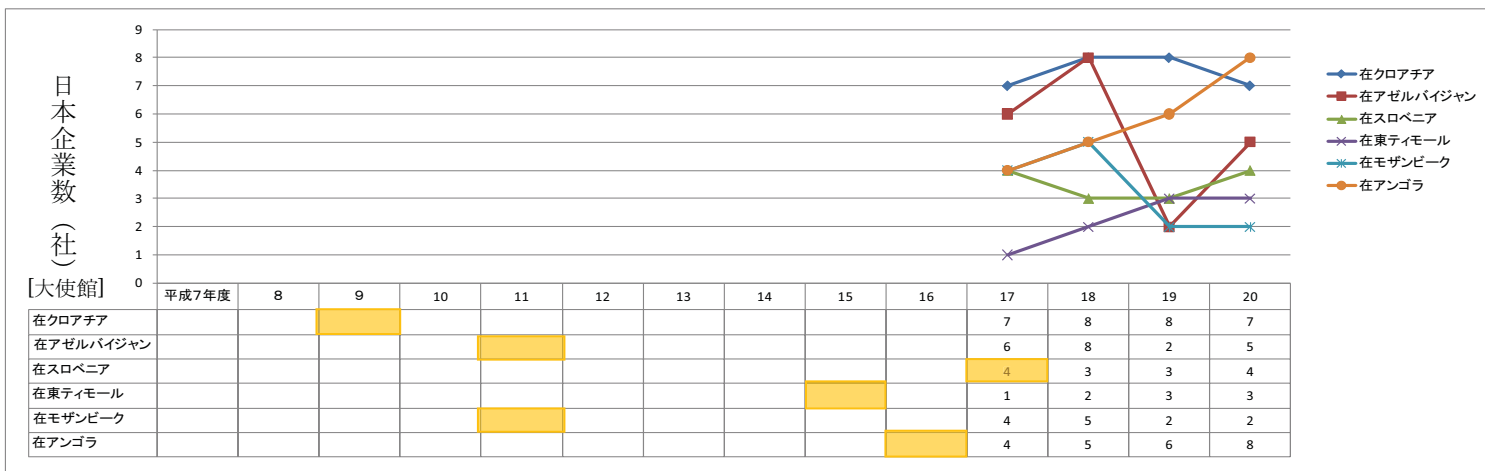
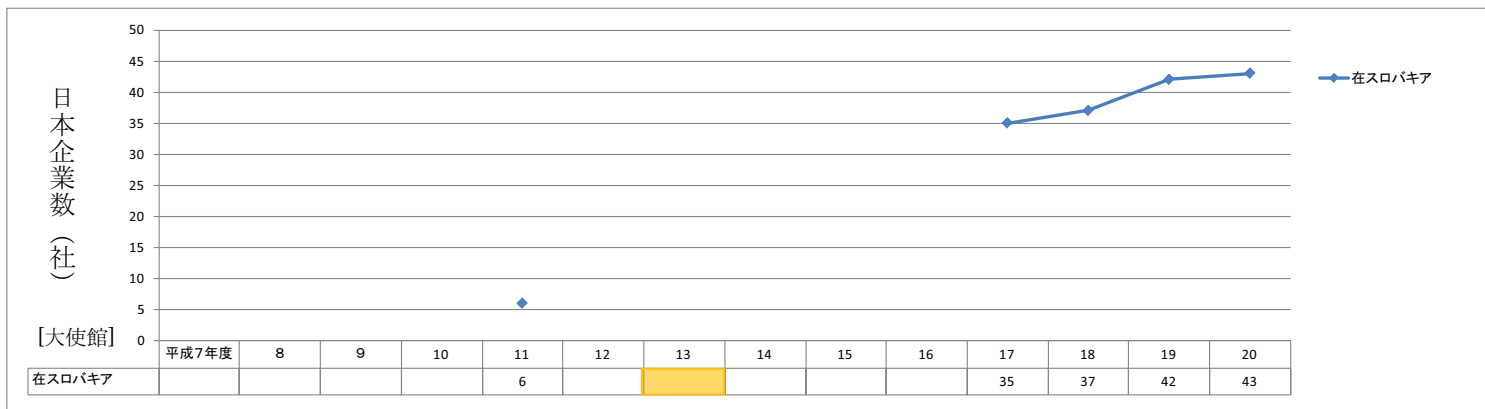
7 大使館が管轄する国における主要指標の推移

①在留邦人数の推移



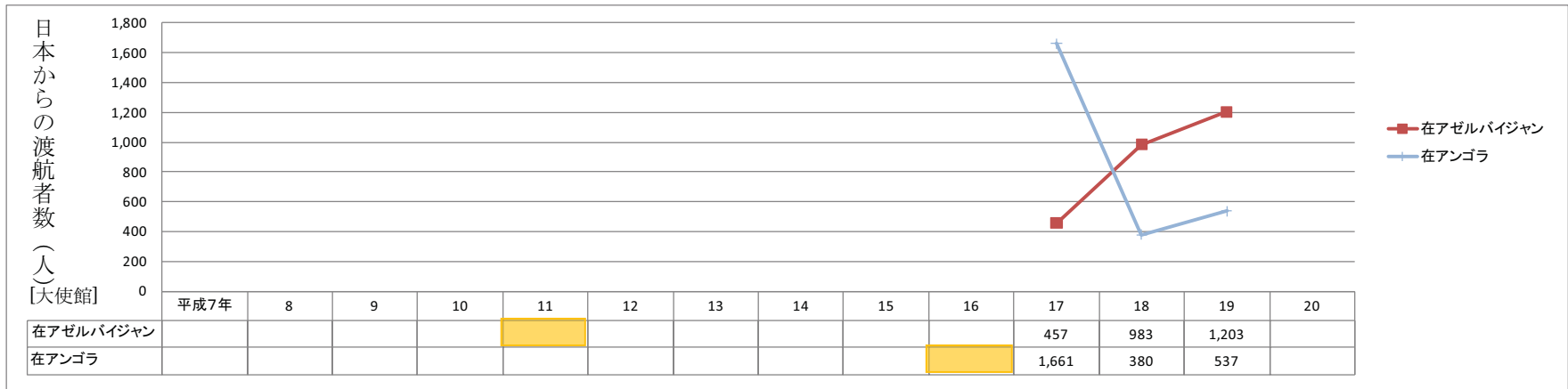
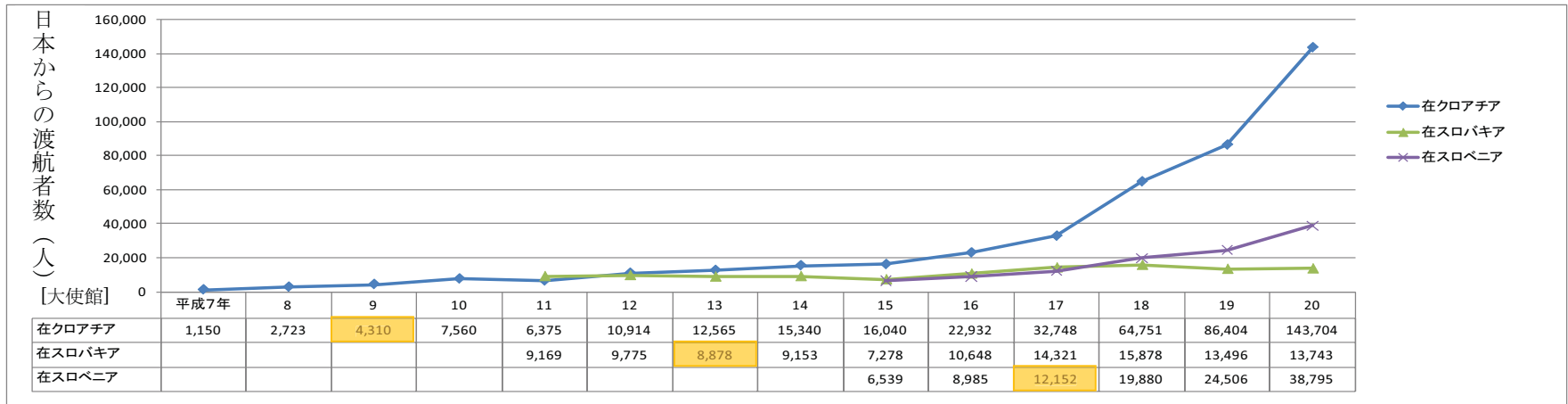
- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 各年度 10 月 1 日現在の数値である。
 3 網掛けは、各大使館の設置年度を示す（各大使館は、各年度の 1 月又は 2 月に設置）。

②日本企業数の推移



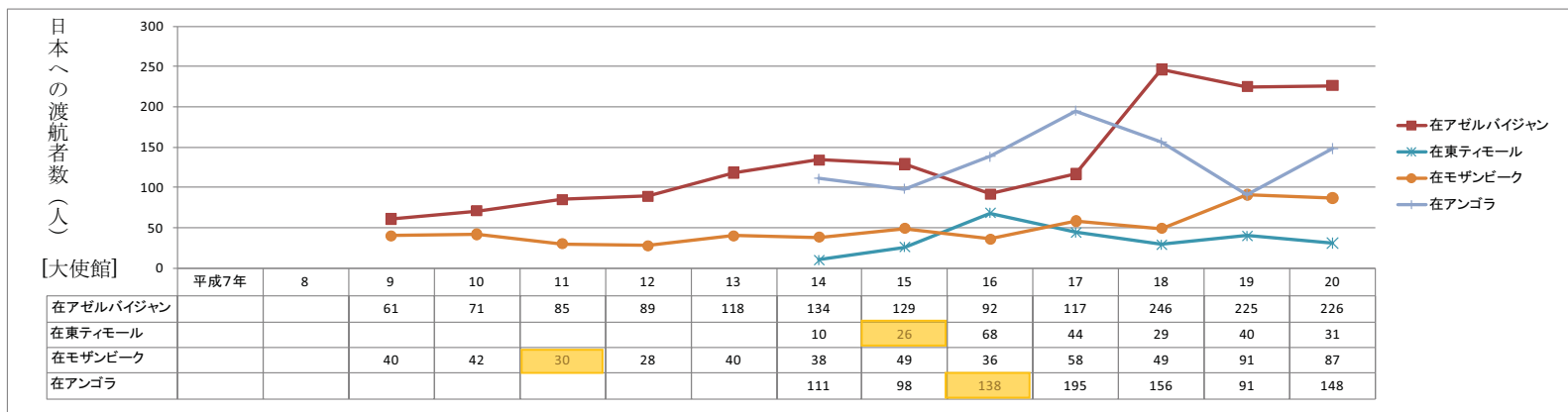
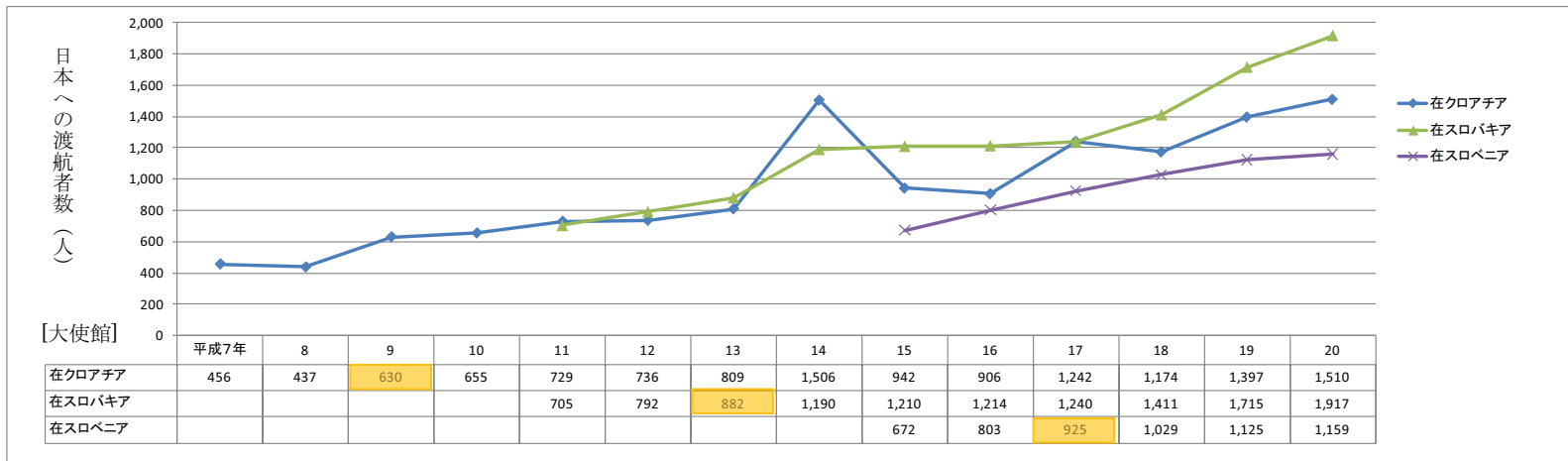
- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 各年度 10月1日現在の数値である。
 3 網掛けは、各大使館の設置年度を示す（各大使館は、各年度の1月又は2月に設置）。

③-1 短期渡航者数（日本からの渡航者数）の推移



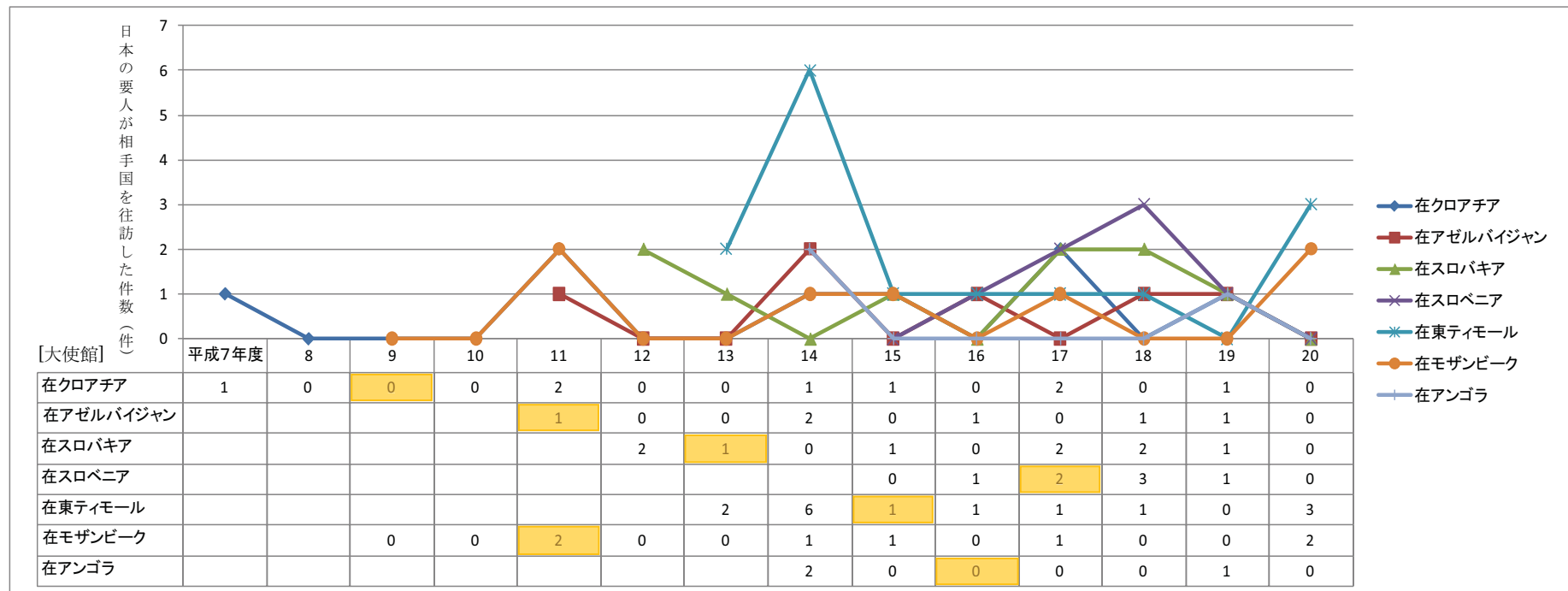
- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 暦年のデータである。
 3 網掛けは、各大使館の設置年度を示す（各大使館は、各年度の1月又は2月に設置）。
 4 在アゼルバイジャン大使館及び在アンゴラ大使館が管轄する国については、平成17年度から19年度の3年間のデータしか把握できなかったため、傾向は分析できなかった。
 5 在東ティモール大使館および在モザンビーク大使館が管轄する国については、データが把握できなかった。

③-2 短期渡航者数（日本への渡航者数）の推移



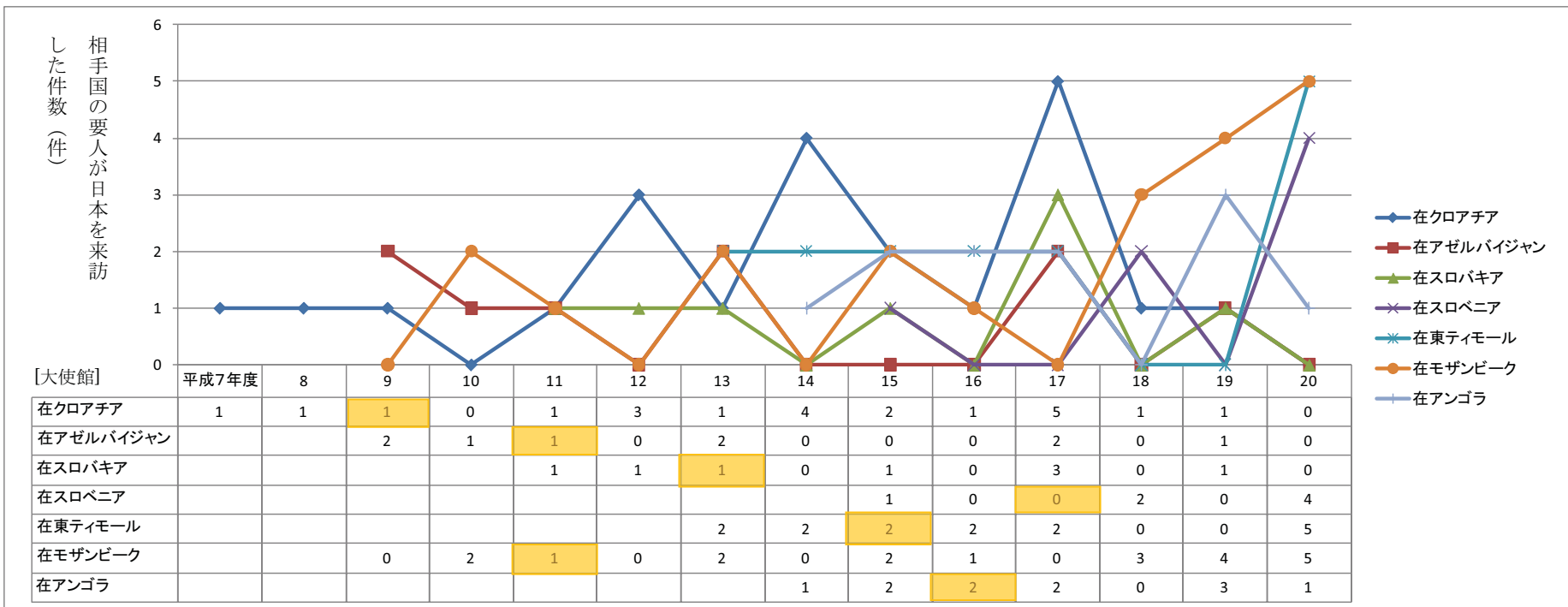
- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 暦年のデータである。
 3 網掛けは、各大使館の設置年度を示す（各大使館は、各年度の1月又は2月に設置）。

④-1 要人の往来件数（日本の要人が相手国を往訪した件数）の推移



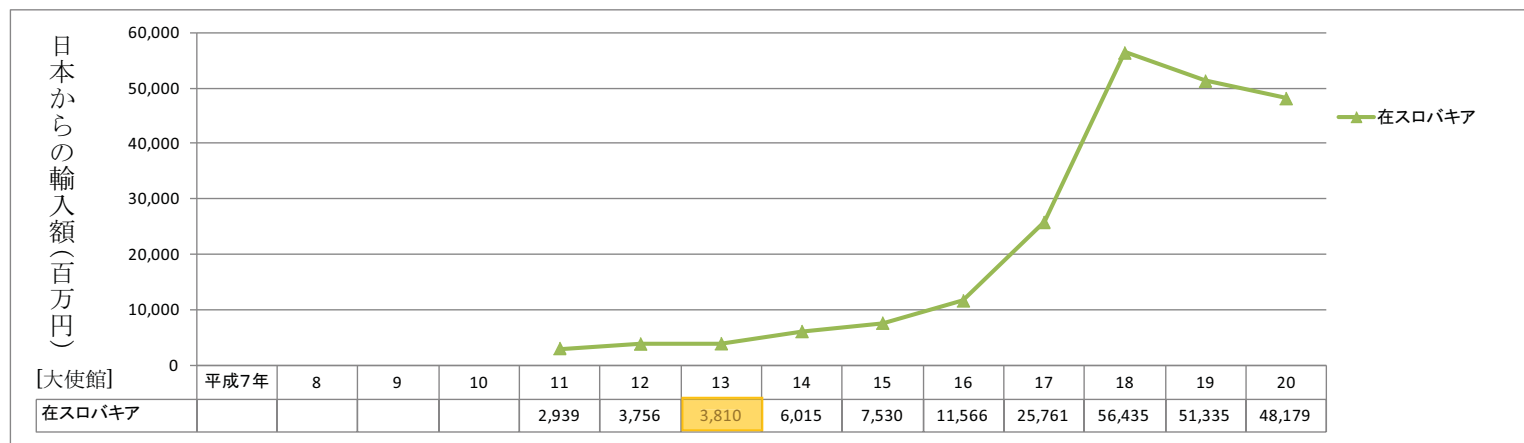
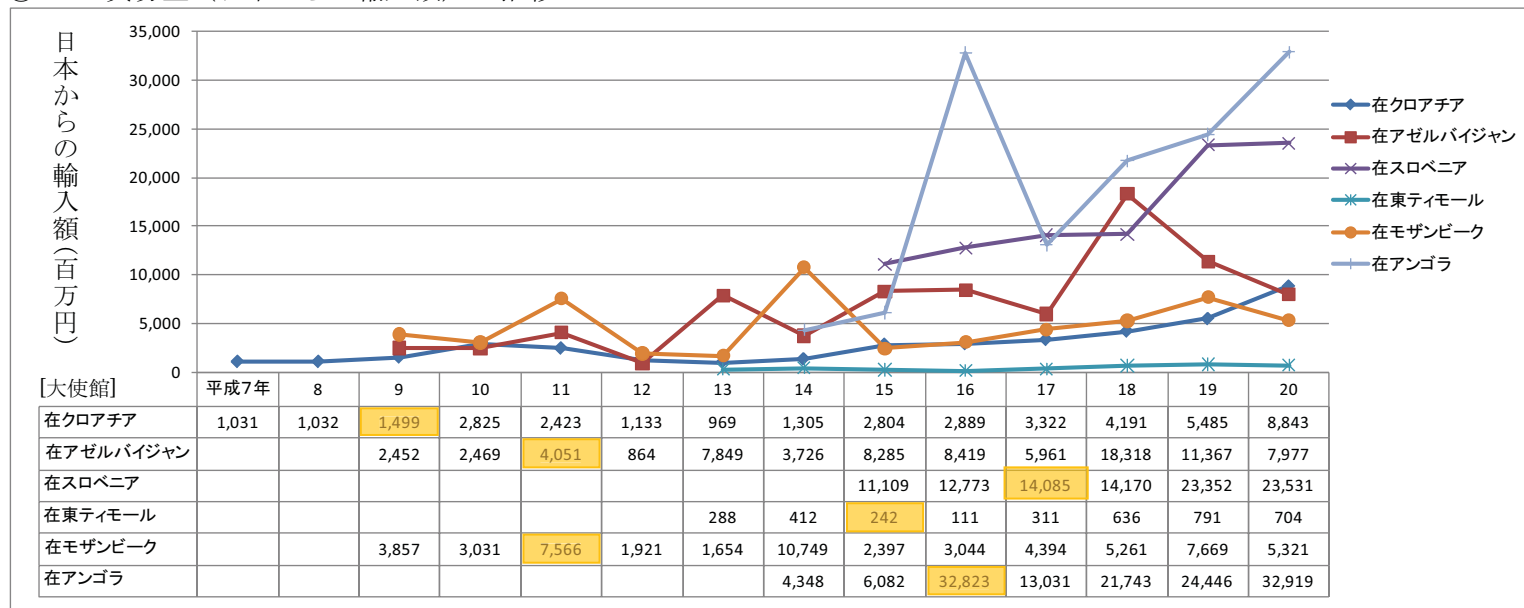
- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 年度のデータである。
 3 網掛けは、各大使館の設置年度を示す（各大使館は、各年度の1月又は2月に設置）。

④-2 要人の往来件数（相手国の要人が日本を来訪した件数）の推移



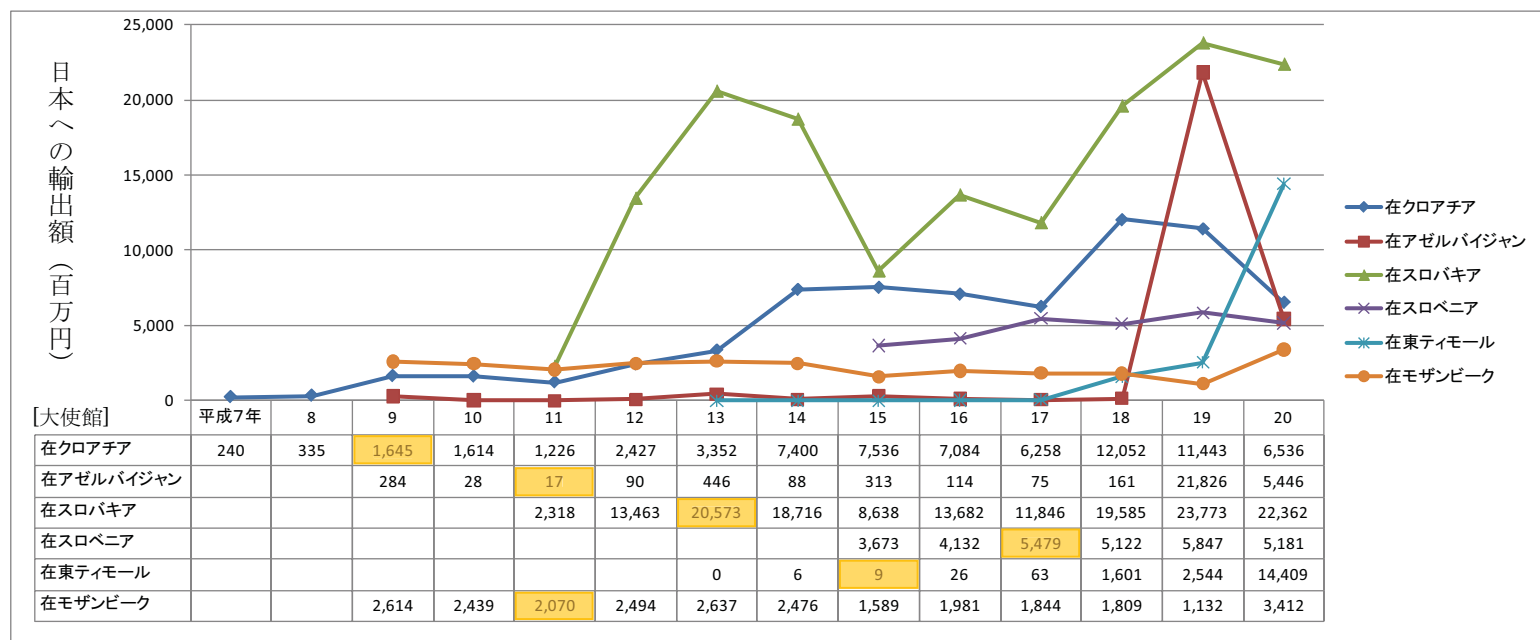
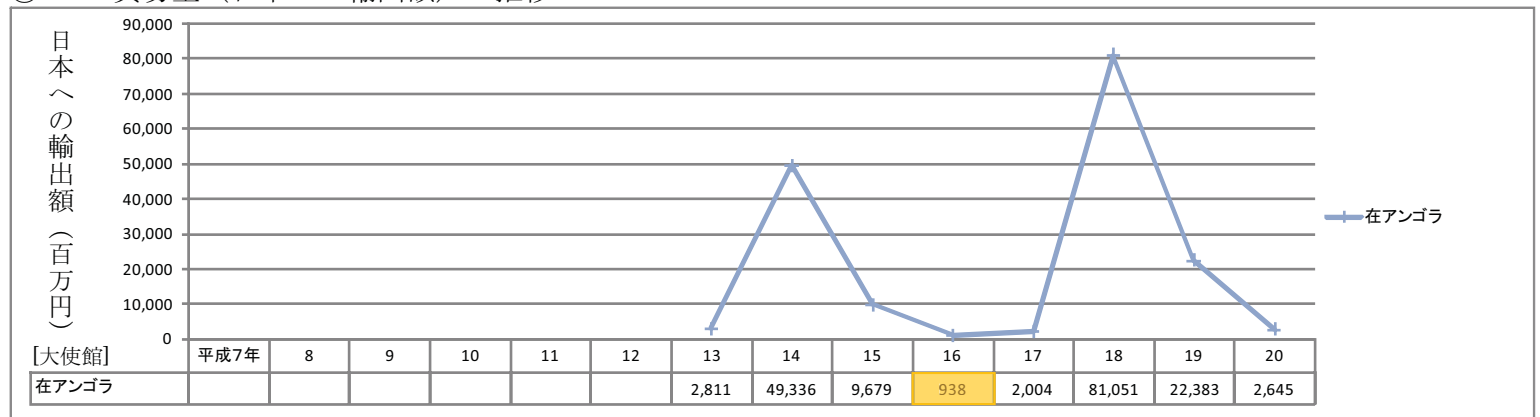
- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 年度のデータである。
 3 網掛けは、各大使館の設置年度を示す（各大使館は、各年度の1月又は2月に設置）。

⑤-1 貿易量（日本からの輸入額）の推移



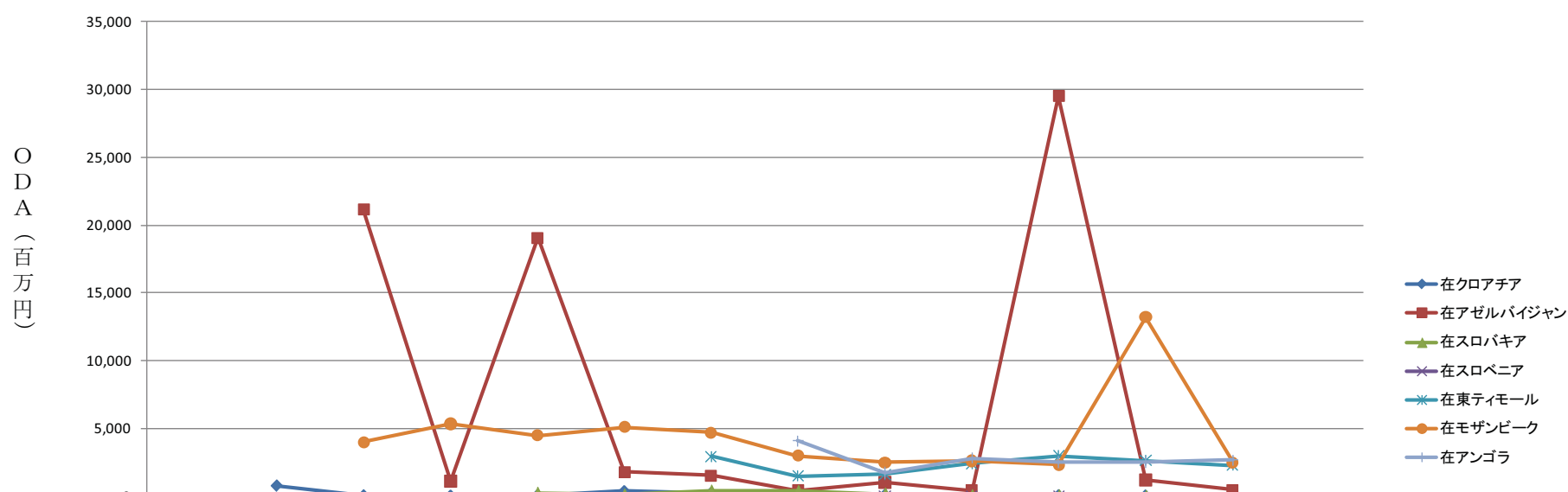
- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 暦年のデータである。
 3 網掛けは、各大使館の設置年度を示す（各大使館は、各年度の1月又は2月に設置）。

⑤-2 貿易量（日本への輸出額）の推移



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 暦年のデータである。
 3 網掛けは、各大使館の設置年度を示す（各大使館は、各年度の1月又は2月に設置）。

⑥ODA（援助額）の推移

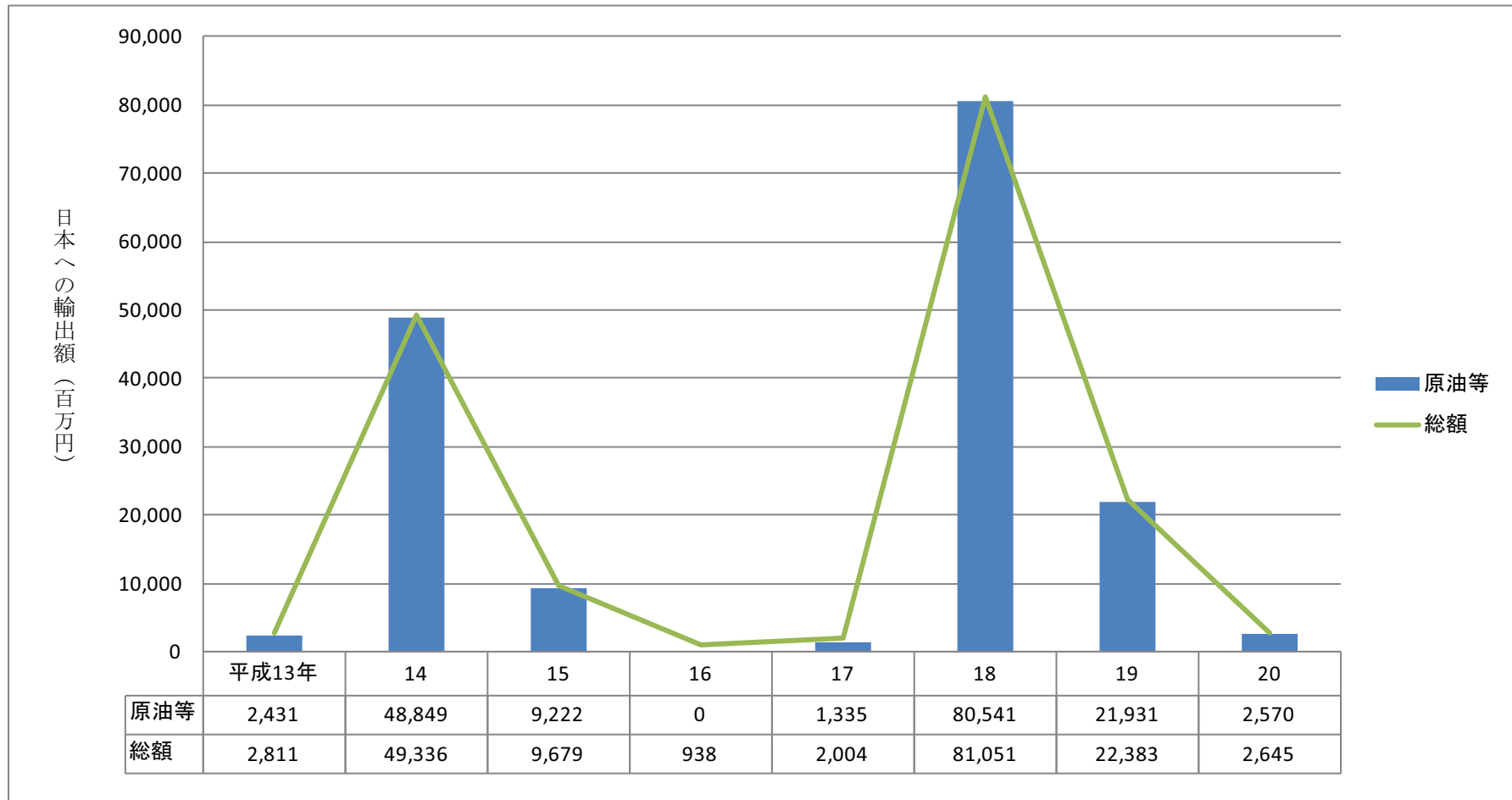


大使館	平成7年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
在クロアチア		779	79	62	93	383	259	117	112	118	84	66	106	
在アゼルバイジャン			21,139	1,100	19,064	1,777	1,525	443	1,021	426	29,515	1,204	470	
在スロバキア					240	111	396	376	183	71	59	11		
在スロベニア									16	32	7			
在東ティモール							2,935	1,499	1,621	2,408	2,971	2,643	2,287	
在モザンビーク			3,995	5,344	4,494	5,114	4,686	2,987	2,489	2,601	2,301	13,212	2,498	
在アンゴラ								4,077	1,717	2,824	2,512	2,520	2,654	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 年度のデータである。
 3 網掛けは、各大使館の設置年度を示す（各大使館は、各年度の1月又は2月に設置）。

表 1-⑮

アンゴラから日本への輸出額の推移（主要輸出品別）



(注) 当省の調査結果による。

表 1-⑯

大使館が設置されたことによる変化の有無

大使館名	区分	回答者数	変化した内容					変化していない理由			
			在外公館の窓口での領事サービスが身近で迅速に受けられるようになった	当地の治安情報、経済情報等が早期に入手できるようになった	在外公館からビジネス支援が直接受けられるようになった	邦人支援サービスが身近で迅速に受けられるようになった	日本国の情報が早期に入手できるようになった	その他	在外公館と接触する機会がなかったから	在外公館がなくとも、当地の行政機関から色々な情報を入手できるから	その他
在クロアチア		3	1	1	2	1	2	3	—	—	—
在アゼルバイジャン		0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
在スロバキア		4	2	0	1	1	1	2	—	—	—
在スロベニア		4	1	1	0	1	0	1	2	0	1
在東ティモール		0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
在モザンビーク		2	1	1	1	1	0	2	—	—	—
在アンゴラ		4	2	1	1	1	1	3	—	—	—

- (注) 1 当省が在留邦人（日本人会の代表者等）や日本企業等に対して行ったアンケート調査等の結果による。
 2 大使館が設置されたことによる変化の有無については、大使館設置前後の状況を承知している者を対象とした。
 3 「変化した内容」欄及び「変化していない理由」欄は複数回答である。
 4 詳細は、「[参考]アンケート調査等結果」を参照。

表 1-⑰-i

外務省が大使館設置時に想定していた効果等の発現状況（在クロアチア大使館）

想定していた効果等	設置後の状況
<p>今後クロアチアに対する経済協力が本格化することも見込まれ、復興ニーズも含めて我が国との経済交流が拡大することも予想される。</p>	<p>日本からの輸入額は、平成9年15億円から20年88億円、日本への輸出額は、9年16億円が20年65億円と両国間貿易量は伸びており、貿易面では経済交流は拡大している。一方、日本企業数は、在クロアチア大使館設置前の0社から8社へと増えているものの近年は横ばいで推移しており、投資面での拡大は進んでいない。</p> <p>これについて、在クロアチア大使館は、「クロアチアの投資環境がインセンティブをもたらすような整備がなされていないことが原因である。」とし、その具体例として、建設許可や就労査証取得の長期化等をあげている。</p> <p>なお、在クロアチア大使館は、クロアチアの投資環境に上記のような制度上の課題が存在することを承知しているが、これらに係る個別案件についての申入れを、クロアチア政府機関に対して行っているにとどまっている。</p>
<p>邦人NGOが現在クロアチア国内で活動中である。邦人保護の観点からも早急に実館を開設することが必要不可欠である。</p>	<p>在留邦人数は、平成10年度43人から20年度102人へと増加している。また、日本からの短期渡航者数は、平成10年7,560人から20年143,704人へと急増している。これらのことから、邦人保護の必要性は増えている。</p> <p>なお、世界遺産のあるドゥブロヴニク等の観光地は、大使館所在地（ザクレブ）から遠隔地にあるため、在クロアチア大使館は、現地の警察、医療機関、在留邦人に対し、邦人保護の協力（通報）を依頼している。</p>
<p>クロアチアは伝統的な親日国であり、我が国の伝統文化及び現代文化について高い関心があり、大使館として文化事業を効果的に実施できる素地がある。また、我が国の実情について関心が高いにもかかわらず情報不足は否めず、二国間の健全な発展のため十分な広報活動を展開する必要がある。</p>	<p>クロアチア国営テレビと密接な連携を図り、同テレビの要請に応じ日本の様々な情報を提供している。このため、報道機関を通じた広報の実施回数は平成18年度15回、19年度31回、20年度42回、海外広報ビデオの上映等による広報の実施回数は18年度1回、19年度52回、20年度21回となっている。</p> <p>また、講演会等の広報の実施又は参加を通じた広報の実施回数は平成18年度3回、19年度12回、20年度6回、日本文化の紹介に関する事業の実施回数は18年度7回、19年度15回、20年度11回となっている。</p> <p>なお、平成20年10月に、在クロアチア大使館が声をかけ、クロアチア日本語教師会を発足させている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 網掛けは、想定していた効果等が十分に生じていないと考えられるものである。

表 1-⑰-ii

外務省が大使館設置時に想定していた効果等の発現状況（在アゼルバイジャン大使館）

想定していた効果等	設置後の状況
我が国企業が既に契約締結ないし契約交渉を進めている石油開発事業から期待される我が国の原油取り分は日量10万バレルを超えるものと見込まれており、エネルギー資源の多角化及び安定的確保という長期的な国益の観点からも、我が国にとりアゼルバイジャンとの経済関係の拡大は重要である。	<p>日本からの輸入額は、平成11年41億円から20年80億円へと伸びている。一方、日本への輸出額は、平成17年までの間は4億円から1億円前後で推移してきたところ、18年から19年にかけて大幅に増加したが、20年には前年の約75%減と変化が大きい状況となっている。これは、原油等の日本への輸出額が急減したことによるものと考えられる。</p> <p>また、大使館設置から平成20年までの9年間で、日本への原油等の輸出は、平成13年4億円、19年217億円、20年54億円の3か年にとどまっている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 網掛けは、想定していた効果等が十分に生じていないと考えられるものである。

表 1-⑰-iii

外務省が大使館設置時に想定していた効果等の発現状況（在スロバキア大使館）

想定していた効果等	設置後の状況
<p>スロバキア独立当時と比べて、進出企業数は0社から6社へ、在留邦人数は20人から56人へと3倍近く増加したところ、EUの東方拡大等を視野に入れ、輸出基地として同国への注目度が高まっていることにかんがみると、今後更なる増加も予想される。</p> <p>日本人がスロバキアで事件や事故に巻き込まれたり、旅券を紛失したりする等により保護・支援が必要となる事例も増加している。</p>	<p>在留邦人数は、平成11年度56人から20年度227人へと、日本企業数は11年度6社から20年度43社へと、着実に増加している。また、日本からの輸入額は、平成13年38億円から20年482億円へと急増している。</p> <p>日本からの短期渡航者数は、平成13年8,878人から20年13,743人へと増加しており、邦人保護の必要性は増えている。</p>
大使館の設置により、文化活動の活発化及び日常的な広報活動が期待される。	<p>スロバキアテレビと密接な連携を図り、同テレビの要請に応じ日本の様々な情報を提供している。同テレビは、平成21年度に日本を紹介する番組を放送しており、在スロバキア大使館がその素材を提供している。また、平成20年度には、日本の海外広報ビデオ（ジャパン・ビデオ・トピックス）を他の現地テレビ局（TA3）に提供している。</p> <p>平成20年度から、日本に興味を持っているスロバキア人に声をかけ、月1回程度、在スロバキア大使館の領事待合室で日本のアニメ等のDVD上映会等を行う「桜クラブ」という催しを実施している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 1-⑰-iv

外務省が大使館設置時に想定していた効果等の発現状況（在スロベニア大使館）

想定していた効果等	設置後の状況
<p>スロベニアは親日国であり、我が国の伝統文化及び現代文化について高い関心がある。大使館を開設して文化事業を効果的に実施できる素地がある。また、我が国の実情について関心が高いにもかかわらず情報不足は否めず、二国間関係の健全な発展のため十分な広報活動を展開する必要がある。さらには、活発な日本研究を支援するためにもスロベニアに大使館を開設する必要がある。</p>	<p>日本語学科を設置しているリュブリャナ大学等の日本語教師と良好な関係を築いており、例えば、在スロベニア大使館の職員が授業に参加して、学生が日本語でプレゼンテーションをする際のコメンテーターを引き受けたり、学生の要望を受けて日本文化の説明や在留邦人の紹介を行っている。</p> <p>平成21年6月には、スロベニア国内で日本との架け橋になってくれそうな人材の発掘とその組織化を目的として、帰国留学生の会を発足させている。メンバーは、日本に留学経験のある者や大学等で日本語を教えている教師等であり、同年7月現在、70名程度が参加している。</p>
<p>日本企業にとってのスロベニア市場の魅力は急速に高まっていくものと考えられ、日・スロベニア間の今後の経済関係の発展のためには、スロベニア政府と日本企業の間立ち、スロベニア市場に関する確かつ有用な情報の収集・提供を行うとともに、企業投資のための環境整備についてスロベニア政府への強いパイプとなるべき大使館の存在が不可欠である。</p>	<p>日本との輸出入額は、若干の増加傾向にあり、日本からの輸入額は、平成17年141億円から20年235億円へと1.7倍に増加しているが、日本企業数は、在スロベニア大使館設置以降、3社又は4社と横ばいで推移しており、我が国からの投資面での拡大は進んでいない。</p> <p>これについて、在スロベニア大使館は、スロベニアの投資環境がハード、ソフトとも、インセンティブをもたらすような整備がなされていないことが原因であるとし、その具体例として、長期就労査証取得の長期化や家族滞在査証を取得するためには1年間の就労経験が必要となることなどをあげている。</p> <p>なお、在スロベニア大使館では、スロベニアの投資環境に上記のような制度上の課題が存在することを承知しているが、これらに係る個別案件についての申入れを、スロベニア政府機関に対して行っているにとどまっている。</p>

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 網掛けは、想定していた効果等が十分に生じていないと考えられるものである。

表 1-⑰-v

外務省が大使館設置時に想定していた効果等の発現状況（在東ティモール大使館）

想定していた効果等	設置後の状況
<p>東ティモールの安定を確保するためにも、また、二国間の友好関係を増進する上でも、復興・開発及び人道の面において、自立に向けた国造りのための東ティモールの努力を支援する必要がある。我が国として、通常の二国間援助の実施体制を整備し、対東ティモール外交政策の根幹を成す経済協力の円滑な企画・立案・実施を期することが必要である。</p>	<p>在東ティモール大使館設置以降のODA援助額は、平成16年度24億円、17年度30億円、18年度26億円、19年度23億円と20億円から30億円の範囲で推移している。</p> <p>在東ティモール大使館では、外交重点課題を踏まえたODAの効率化、最適化を目指すという観点から、JICA事務所との間でODAタスクフォース月例会合を開催しており、同例会合において、情報・意見交換を行うと共に、中長期的なODA戦略を含む実施計画等の策定等について議論している。また、実施中の一般無償案件の案件監理という観点から、一般無償案件月例報告会を開催しており、実施中の各事業に従事するコンサルタント及び業者に、1か月に1回定期的報告を行わせ、工程の進捗よく及び問題点等について情報交換を行い、必要な措置等について協議を行っている。</p>
<p>今後、NGO等を含む援助関係者のみならず、日本企業関係者の長期滞在も増加することが予想される。首都ディリでさえも通信インフラが満足に機能しない環境下において在外公館による邦人保護業務に対する要請は極めて高く、これに応じていく必要がある。</p>	<p>在留邦人数は、平成16年6月のPKO要員の帰国後、16年度72人、17年度93人、18年度56人、19年度91人、20年度90人と変動はあるものの、増加傾向を示している。このうち民間企業関係者数は、平成16年度1人、17年度19人、18年度35人、19年度32人、20年度33人と増加傾向を示しており、20年度は在留邦人数の37%を占めている。</p> <p>また、邦人援護件数は、平成16年9件、17年3件、18年5件、19年0件、20年1件と近年は減少傾向を示している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 1-⑰-vi

外務省が大使館設置時に想定していた効果等の発現状況（在モザンビーク大使館）

想定していた効果等	設置後の状況
<p>日本・モザンビーク間の経済関係の緊密化及びそれに伴う在留邦人の増加が予想される。</p>	<p>日本からの輸出額は、平成12年19億円から19年77億円へと増加傾向にあったが、20年は53億円に減少している。一方、日本への輸出額は、主要輸出品目であったエビの輸出額の減少を受け、10億円から20億円前後でほぼ横ばいで推移していたが、20年はゴマ等他の品目の伸びで34億円と増加している。</p> <p>また、日本企業数は、平成18年度に5社のうち3社が撤退した後、横ばい（2社）で推移しており、我が国からの投資面での拡大は進んでいない。</p> <p>なお、在留邦人数は増加傾向にあり、平成20年度には124人（11年度62人の2倍）となっている。</p>
<p>今後、モザンビークの開発に真に必要なとってくる効果的なプロジェクトの実施が求められている。それには、モザンビーク政府との協議を密に行い現場のニーズを的確に把握し援助の内容を決定していく必要がある。</p>	<p>平成18年度から日本の援助政策の立案・実施体制の強化、効率的・効果的な援助の実施を図るため、支援政策、要望調査等についての協議、情報共有等を行うODAタスクフォース定例会（月1回）を開催し、JICAモザンビーク事務所等と連携している。</p> <p>平成17年度から19年度までに22億円の無償資金協力としてベイラ港浚渫船増強計画（17年度6億円、18年度11億円、19年度5億円）を実施し、18年度には104億円の有償資金協力（モンテプエスーリシंगा間道路計画33億円、債務免除71億円）を実施している。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 網掛けは、想定していた効果等が十分に生じていないと考えられるものである。

表 1-⑰-vii

外務省が大使館設置時に想定していた効果等の発現状況（在アンゴラ大使館）

想定していた効果等	設置後の状況
<p>日本企業の進出の主要な阻害要因であった政情が安定した現在、急速に企業の進出、経済交流の増大、人物往来の増加が進むとみられる。</p>	<p>日本企業数は、平成17年度 4 社から20年度 8 社へと増加しており、企業進出は進んでいる。</p> <p>日本からの輸入額は、平成16年328億円から17年130億円へと急減したが、その後増加に転じ20年329億円へと回復している。一方、日本への輸出額は、原油等の輸出額の大小により変動している。</p> <p>なお、在アンゴラ大使館は、日本への輸出額の変動が大きい原因について分析していない。</p>
<p>在留邦人数は、内戦の影響で現在は多くないものの、経済関係の進展、経済協力の多様化等により増加しつつある。他方、内戦は終結したが、一般犯罪は多発しており、外国人を標的とした誘拐事件等も発生している。在留邦人についても、首都の中心街で白昼強盗に遭うという事件が起こっている。このような状況下で緊急事態を含む邦人保護を行うためには兼轄体制では無理があり、実館を設置する必要がある。</p>	<p>在留邦人数は、平成19年度までは30人前後であったが、20年度は100人と急増している。長期滞在者の内訳をみると、民間企業関係者が、平成19年度 8 人から20年度65人へと急増しており、新たに進出した日本企業（2社）が大量の日本人職員を派遣したものと考えられる。</p> <p>また、邦人援護件数は、平成17年 2 件、18年 3 件、19年 3 件、20年 8 件となっている。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 1-⑱

6 総領事館が管轄する地域における主要指標の各総領事館の設置直後又は設置前と平成20年度の比較

指 標 総領事館名	在留邦人数	日本企業数	邦人援護件数	一般旅券 発行件数	戸籍・国籍 受理件数	査証発給件数
在ユジノサハリンスク	○ (88%)	—	▲ (-86%)	○ (575%)	○ (-)	○ (49%)
在濟州	○ (155%)	—	○ (200%)	▲ (-79%)	▲ (-18%)	▲ (-98%)
在チェンマイ	○ (81%)	○ (21%)	○ (125%)	○ (135%)	○ (102%)	○ (58%)
在重慶	○ (50%)	▲ (-30%)	○ (128%)	○ (58%)	○ (113%)	○ (157%)
在デンパサール	○ (17%)	○ (28%)	○ (269%)	▲ (-37%)	○ (3%)	○ (15%)
在デンバー	○ (48%)	—	○ (63%)	○ (47%)	○ (13%)	○ (9%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各総領事館の設置直後又は設置前の値と平成20年度の値の比較を行い、増加しているものを「○」で、減少しているものを「▲」で、比較できないものを「—」で、それぞれ表わしている。

ただし、日本企業数は、設置直後の数値が把握できないため、設置前と平成20年度の比較である。

3 「在重慶」の「在留邦人数」の欄は、設置直後の数値が把握できないため、設置前と平成20年度の比較である。

4 下段の()内は、増加又は減少の割合を示す。なお、「在ユジノサハリンスク」の「戸籍・国籍受理件数」欄は、設置直後の同受理件数が0件のため増加倍率は計測できない。

表 1-10 (附表 i)

○ 在ユジノサハリンスク総領事館（平成 13 年 1 月設置）が管轄する地域における主要指標の推移

(単位：人、社、件、%)

区分	総領事館設置前			設置年度	総領事館設置後								伸び率	
	平成 9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	直近／ 設置前	直近／ 設置後
①在留邦人数	※約 30			不明	92	96	109	231	305	352	303	173	-	88
②日本企業数	※約 120			不明	不明	不明	不明	不明	57	47	43	35	-	-
③邦人援護件数	不明	不明	不明	不明	21	36	23	8	8	11	6	3	-	▲86
④一般旅券発行件数	0	0	3	6	4	4	5	10	34	50	34	27	800	575
⑤戸籍・国籍受理件数	不明	不明	不明	不明	0	5	1	0	0	1	0	1	-	-
⑥査証発給件数	不明	3,141	2,610	3,501	4,396	4,780	5,292	5,754	5,737	5,534	5,819	6,560	151	49

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「在留邦人数」、「日本企業数」及び「戸籍・国籍受理件数」は年度のデータであり、それ以外は暦年のデータである。

3 「※」印は、外務省が把握していた総領事館設置前のデータである（ただし、時点は不明）。

4 「一般旅券発行件数」の平成 12 年以前の数値には、外交・公用旅券発行件数が含まれている。

5 「伸び率」の「直近／設置前」は、「(平成 20 年度の数値-設置前直近年度の数値)÷設置前直近年度の数値×100」を、「直近／設置後」は、「(平成 20 年度の数値-設置の次年度の数値)÷設置の次年度の数値×100」を示す（計算に使用した数値及びその伸び率を網掛けで示す。）。

表 1-10 (附表 ii)

○ 在濟州総領事館（平成 9 年 1 月設置）が管轄する地域における主要指標の推移

(単位：人、社、件、%)

区分	総領事館設置前			設置年度	総領事館設置後													伸び率	
	平成5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	直近／ 設置前	直近／ 設置後	
①在留邦人数	※57			79	95	115	127	131	140	147	174	192	230	234	246	242	-	155	
②日本企業数	※24			不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	2	2	2	1	-	-	
③邦人援護件数	不明	不明	不明	不明	5	4	15	11	17	11	9	22	13	20	15	15	-	200	
④一般旅券発行件数	12	9	139	24	28	36	22	29	26	19	36	27	29	40	25	6	▲96	▲79	
⑤戸籍・国籍受理件数	不明	不明	不明	1	11	20	12	12	9	7	12	14	15	8	11	9	-	▲18	
⑥査証発給件数	不明	12,351	11,457	11,955	11,123	9,686	11,100	10,947	11,002	10,925	13,119	12,204	2,585	324	306	244	▲98	▲98	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「在留邦人数」、「日本企業数」及び「戸籍・国籍受理件数」は年度のデータであり、それ以外は暦年のデータである。

3 「※」印は、外務省が把握していた総領事館設置前のデータである（ただし、時点は不明）。

4 「一般旅券発行件数」の平成 12 年以前の数値には、外交・公用旅券発行件数が含まれている。

5 「伸び率」の「直近／設置前」は、「(平成 20 年度の数値-設置前直近年度の数値)÷設置前直近年度の数値×100」を、「直近／設置後」は、「(平成 20 年度の数値-設置の次年度の数値)÷設置の次年度の数値×100」を示す（計算に使用した数値及びその伸び率を網掛けで示す。）。

表 1-10 (附表 iii)

○ 在チェンマイ総領事館（平成 16 年 1 月設置）が管轄する地域における主要指標の推移

(単位：人、社、件、%)

区分	総領事館設置前			設置年度	総領事館設置後					伸び率	
	平成 12	13	14	15	16	17	18	19	20	直近/ 設置前	直近/ 設置後
①在留邦人数	不明	不明	1,207	1,388	1,592	1,953	2,218	2,538	2,881	139	81
②日本企業数	58	不明	不明	不明	不明	55	55	65	70	21	-
③邦人援護件数	不明	不明	不明	不明	76	69	94	145	171	-	125
④一般旅券発行件数	165	143	140	137	148	240	366	368	348	149	135
⑤戸籍・国籍受理件数	不明	不明	不明	13	53	69	87	85	107	-	102
⑥査証発給件数	不明	1,541	1,627	1,915	2,156	2,379	2,549	3,369	3,415	110	58

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「在留邦人数」、「日本企業数」及び「戸籍・国籍受理件数」は年度のデータであり、それ以外は暦年のデータである。

3 一般旅券発行件数の平成 12 年以前の数値には、外交・公用旅券発行件数が含まれている。

4 「伸び率」の「直近／設置前」は、「(平成 20 年度の数値-設置前直近年度の数値)÷設置前直近年度の数値×100」を、「直近／設置後」は、「(平成 20 年度の数値-設置の次年度の数値)÷設置の次年度の数値×100」を示す（計算に使用した数値及びその伸び率を網掛けで示す。）。

表 1-10 (附表 iv)

○ 在重慶総領事館（平成 17 年 1 月設置）が管轄する地域における主要指標の推移

(単位：人、社、件、%)

区分	総領事館設置前			設置年度	総領事館設置後				伸び率	
	平成 13	14	15	16	17	18	19	20	直近/ 設置前	直近/ 設置後
①在留邦人数	不明	不明	542	不明	473	506	609	711	31	50
②日本企業数	不明	不明	458	不明	291	315	333	322	▲30	11
③邦人援護件数	不明	不明	不明	不明	25	51	21	57	-	128
④一般旅券発行件数	12	16	17	27	43	165	71	68	300	58
⑤戸籍・国籍受理件数	不明	不明	不明	8	8	7	5	17	-	113
⑥査証発給件数	不明	5,334	5,769	7,073	8,457	11,058	19,224	21,728	277	157

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「在留邦人数」、「日本企業数」及び「戸籍・国籍受理件数」は年度のデータであり、それ以外は暦年のデータである。

3 「伸び率」の「直近／設置前」は、「(平成 20 年度の数值-設置前直近年度の数值)÷設置前直近年度の数值×100」を、「直近／設置後」は、「(平成 20 年度の数值-設置の次年度の数值)÷設置の次年度の数值×100」を示す (計算に使用した数値及びその伸び率を網掛けで示す。)

表 1-10 (附表 v)

○ 在デンパサール総領事館 (平成 18 年 1 月設置) が管轄する地域における主要指標の推移

(単位: 人、社、件、%)

区分	総領事館設置前						設置年度	総領事館設置後			伸び率	
	平成 11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	直近/ 設置前	直近/ 設置後
①在留邦人数	921	1,005	1,226	1,330	1,372	1,453	1,568	1,755	1,853	2,056	42	17
②日本企業数	不明	不明	不明	不明	36	不明	19	20	25	46	28	130
③邦人援護件数	136	134	168	147	98	不明	不明	29	119	107	9	269
④一般旅券発行件数	217	120	126	121	105	122	160	416	245	264	116	▲37
⑤戸籍・国籍受理件数	100	132	149	116	115	不明	45	116	107	119	3	3
⑥査証発給件数	1,017	1,238	1,440	1,517	1,732	1,461	1,769	1,717	1,685	1,968	35	15

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「在留邦人数」、「日本企業数」及び「戸籍・国籍受理件数」は年度のデータであり、それ以外は暦年のデータである。

3 「一般旅券発行件数」の平成 12 年以前の数値には、外交・公用旅券発行件数が含まれている。

4 「伸び率」の「直近/設置前」は、「(平成 20 年度の数値-設置前直近年度の数値)÷設置前直近年度の数値×100」を、「直近/設置後」は、「(平成 20 年度の数値-設置の次年度の数値)÷設置の次年度の数値×100」を示す (計算に使用した数値及びその伸び率を網掛けで示す。)

表 1-10 (附表 vi)

○ 在デンバー総領事館 (平成 11 年 1 月設置) が管轄する地域における主要指標の推移

(単位: 人、社、件、%)

区分	総領事館設置前		設置年度	総領事館設置後										伸び率	
	平成 8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	直近/ 設置前	直近/ 設置後
①在留邦人数	※4,620		5,538	5,566	6,003	7,476	7,504	7,573	7,736	7,783	7,787	8,057	8,264	-	48
②日本企業数	※108		不明	不明	不明	33	42	45	45	42	64	71	70	-	-
③邦人援護件数	不明	不明	不明	30	46	29	41	42	49	50	34	36	49	-	63
④一般旅券発行件数	不明	不明	不明	488	630	399	325	351	329	321	737	621	717	-	47
⑤戸籍・国籍受理件数	不明	不明	11	212	219	232	254	230	225	257	263	238	239	-	13
⑥査証発給件数	不明	不明	不明	766	922	935	920	888	929	884	881	968	833	-	9

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「在留邦人数」、「日本企業数」及び「戸籍・国籍受理件数」は年度のデータであり、それ以外は暦年のデータである。

3 「※」印は、外務省が把握していた総領事館設置前のデータである (ただし、時点は不明)。

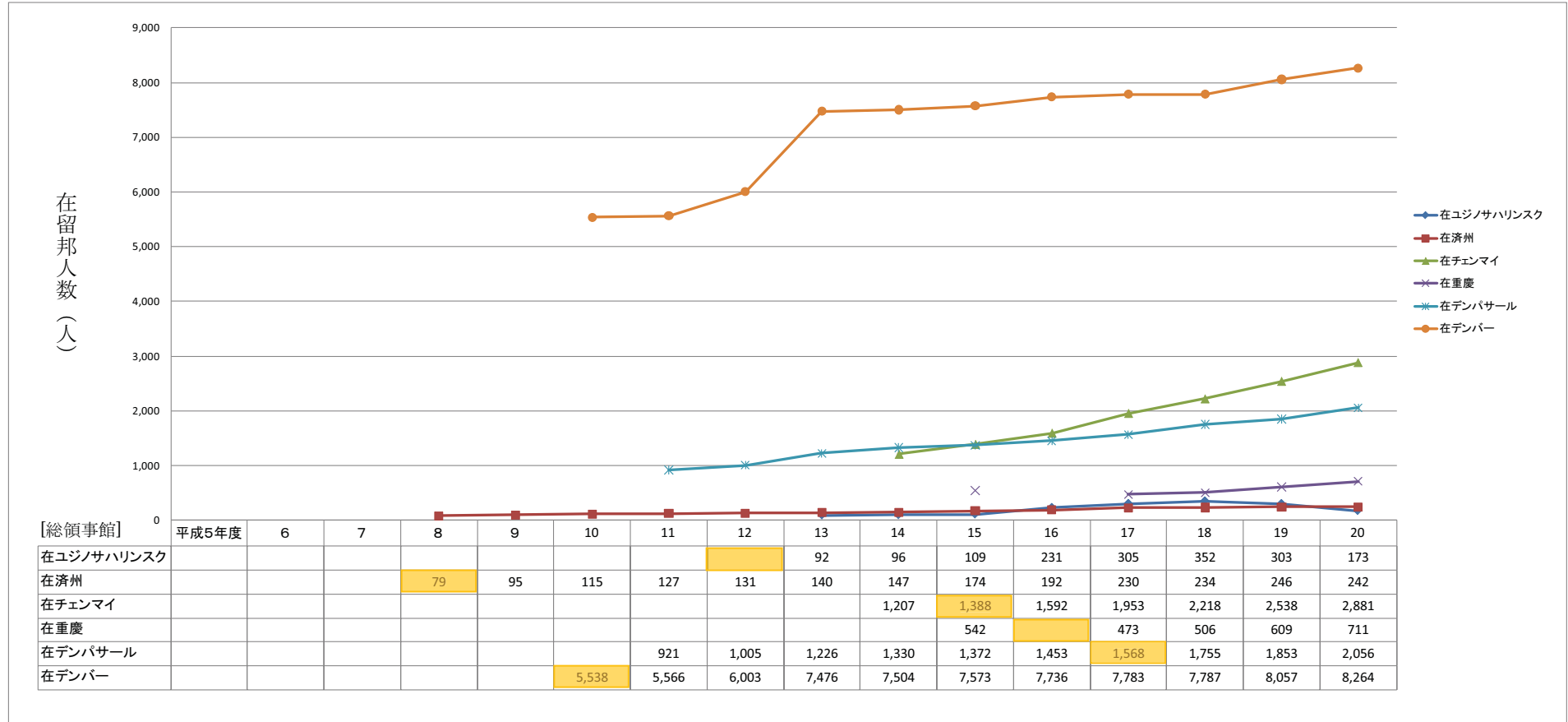
4 「一般旅券発行件数」の平成 12 年以前の数値には、外交・公用旅券発行件数が含まれている。

5 「伸び率」の「直近/設置前」は、「(平成 20 年度の数値-設置前直近年度の数値)÷設置前直近年度の数値×100」を、「直近/設置後」は、「(平成 20 年度の数値-設置の次年度の数値)÷設置の次年度の数値×100」を示す (計算に使用した数値及びその伸び率を網掛けで示す。)

表 1-⑱

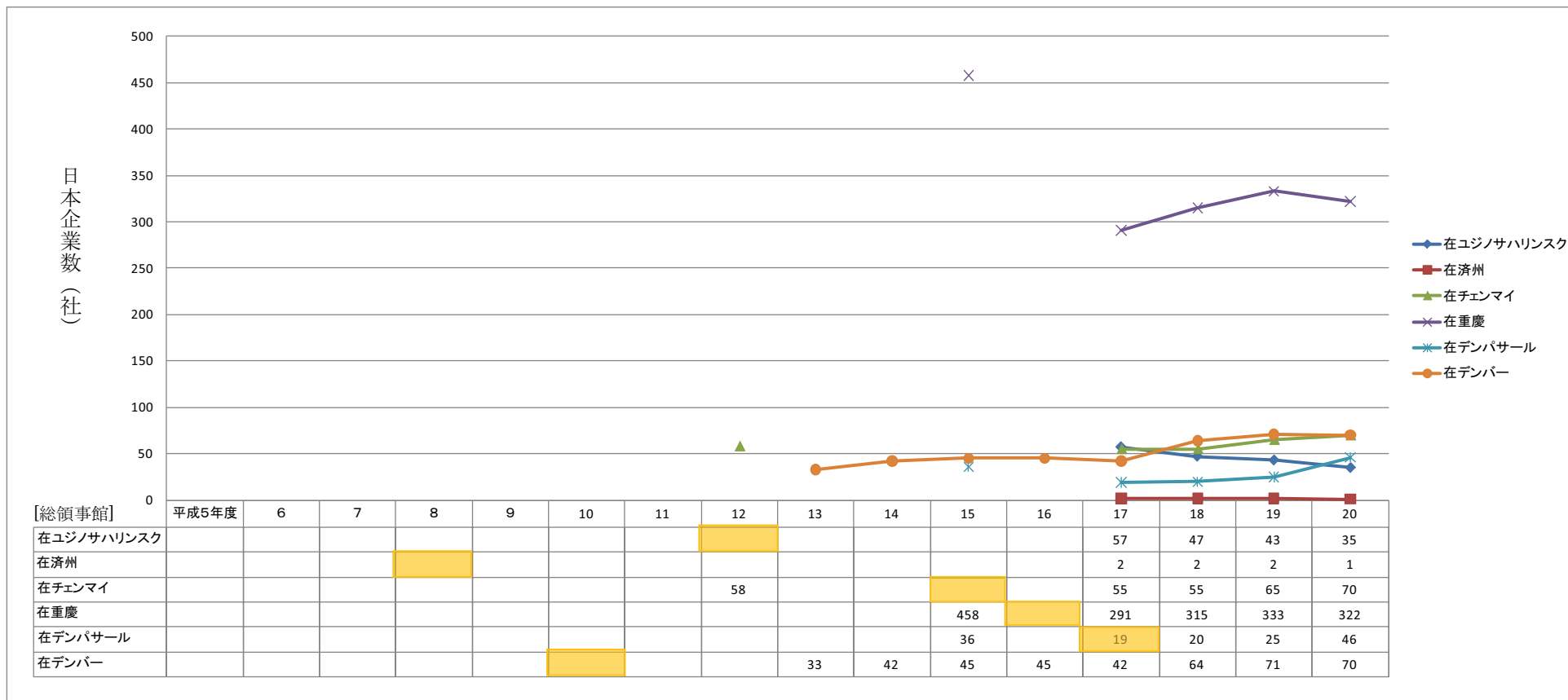
6 総領事館が管轄する地域における主要指標の推移

①在留邦人数の推移



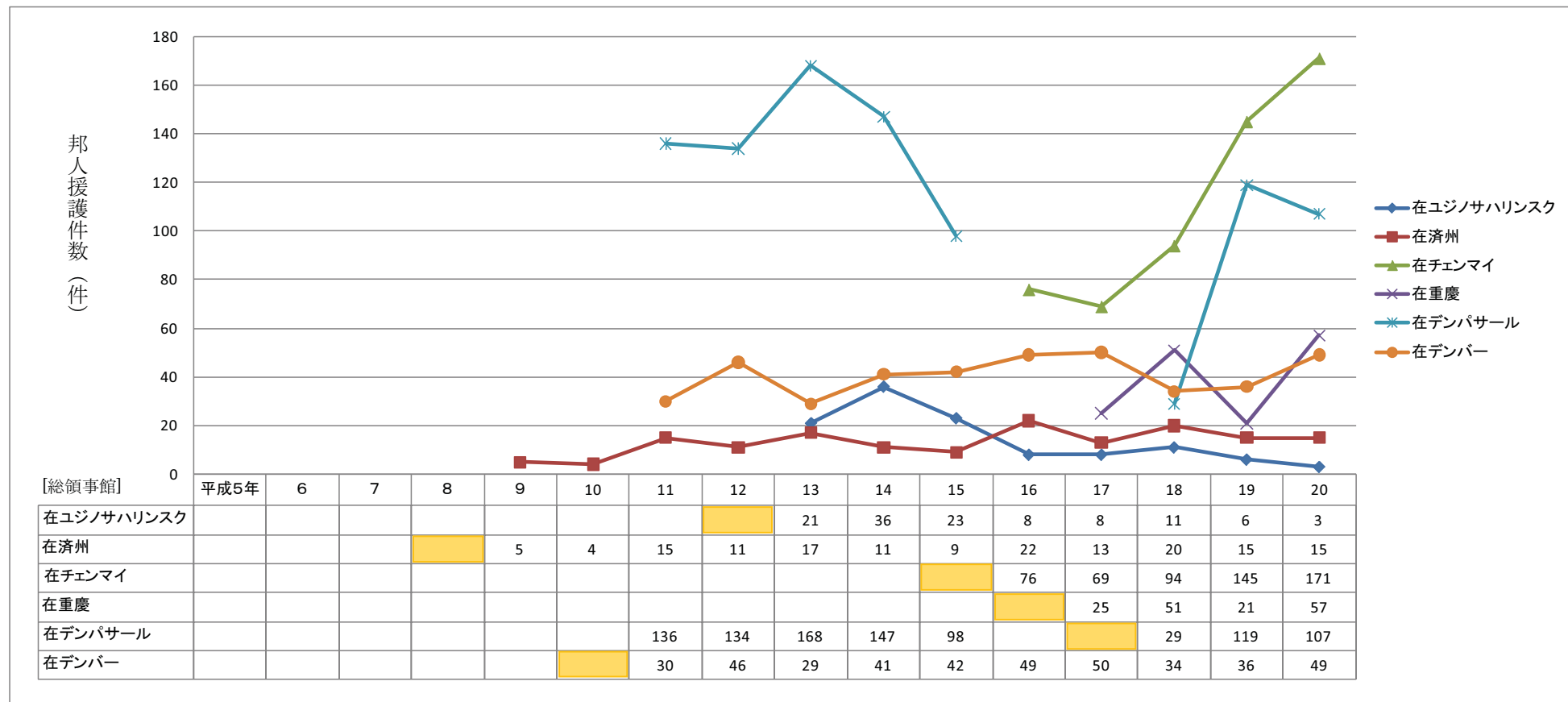
(注) 1 当省の調査結果による。
 2 各年度 10 月 1 日現在の数値である。
 3 網掛けは、各総領事館の設置年度を示す。

②日本企業数の推移



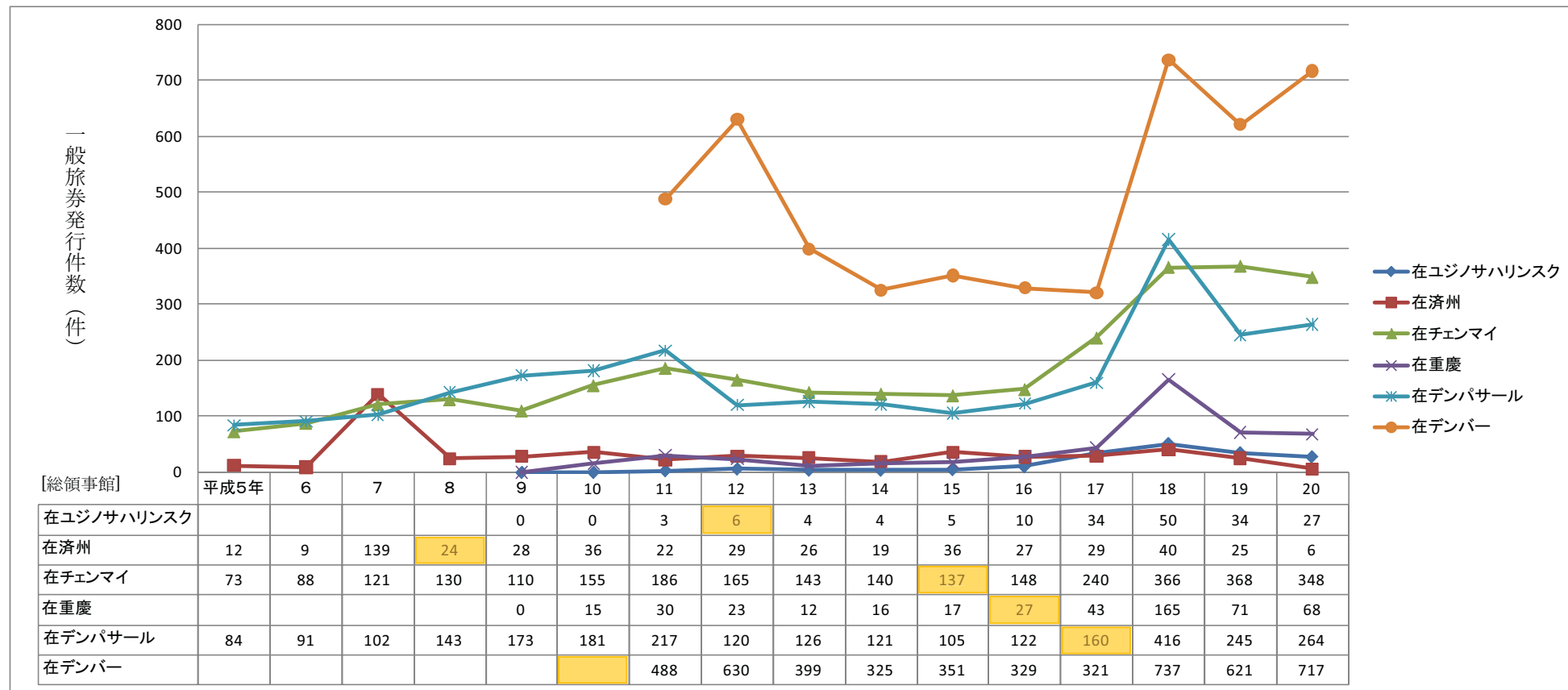
- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 各年度10月1日現在の数値である。ただし、在デンパサール総領事館の平成15年度については、平成16年3月時点の数値である。
 3 網掛けは、各総領事館の設置年度を示す。

③邦人援護件数の推移



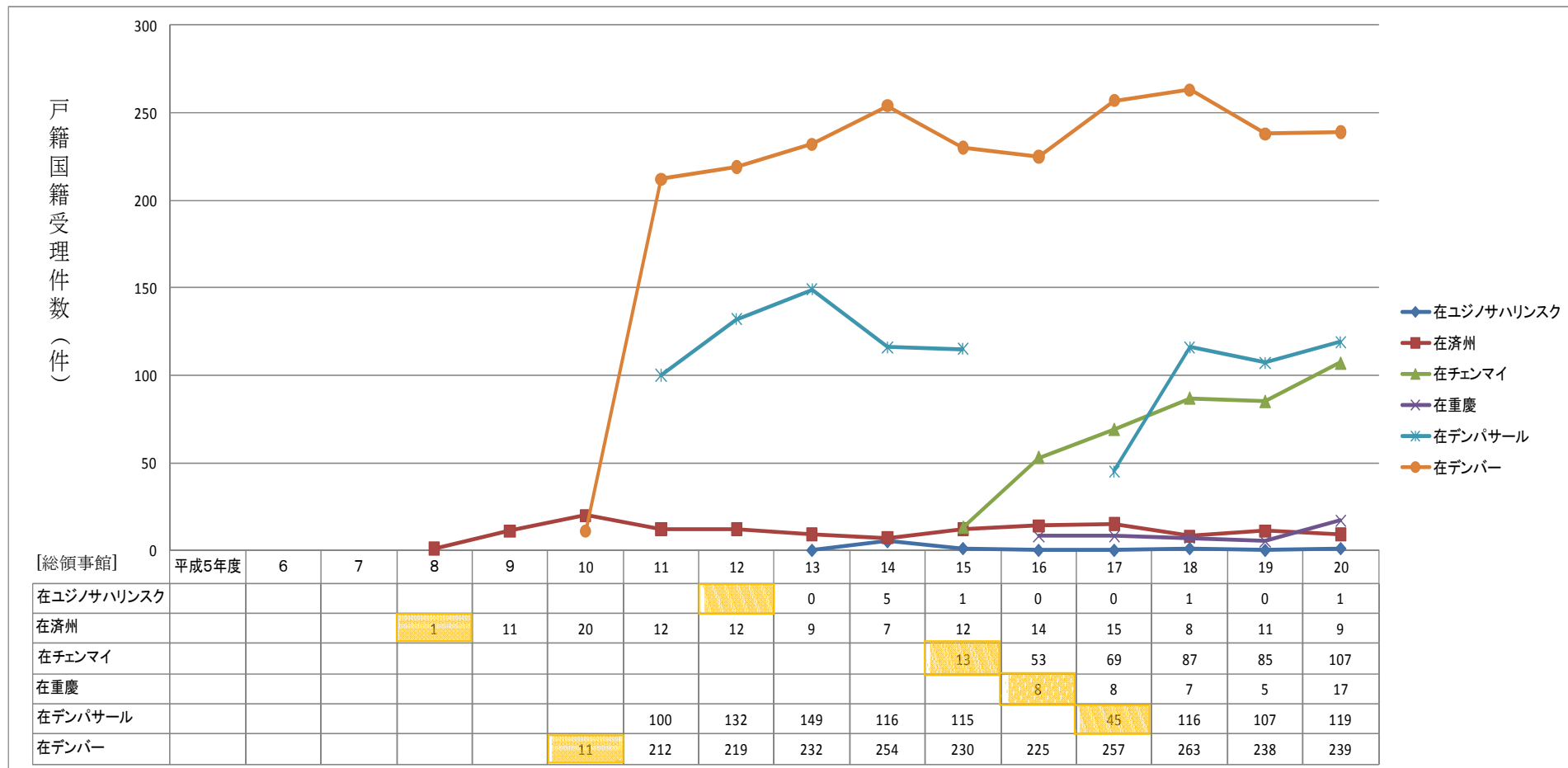
- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 暦年のデータである。
 3 網掛けは、各総領事館の設置年度を示す。

④一般旅券発行件数の推移



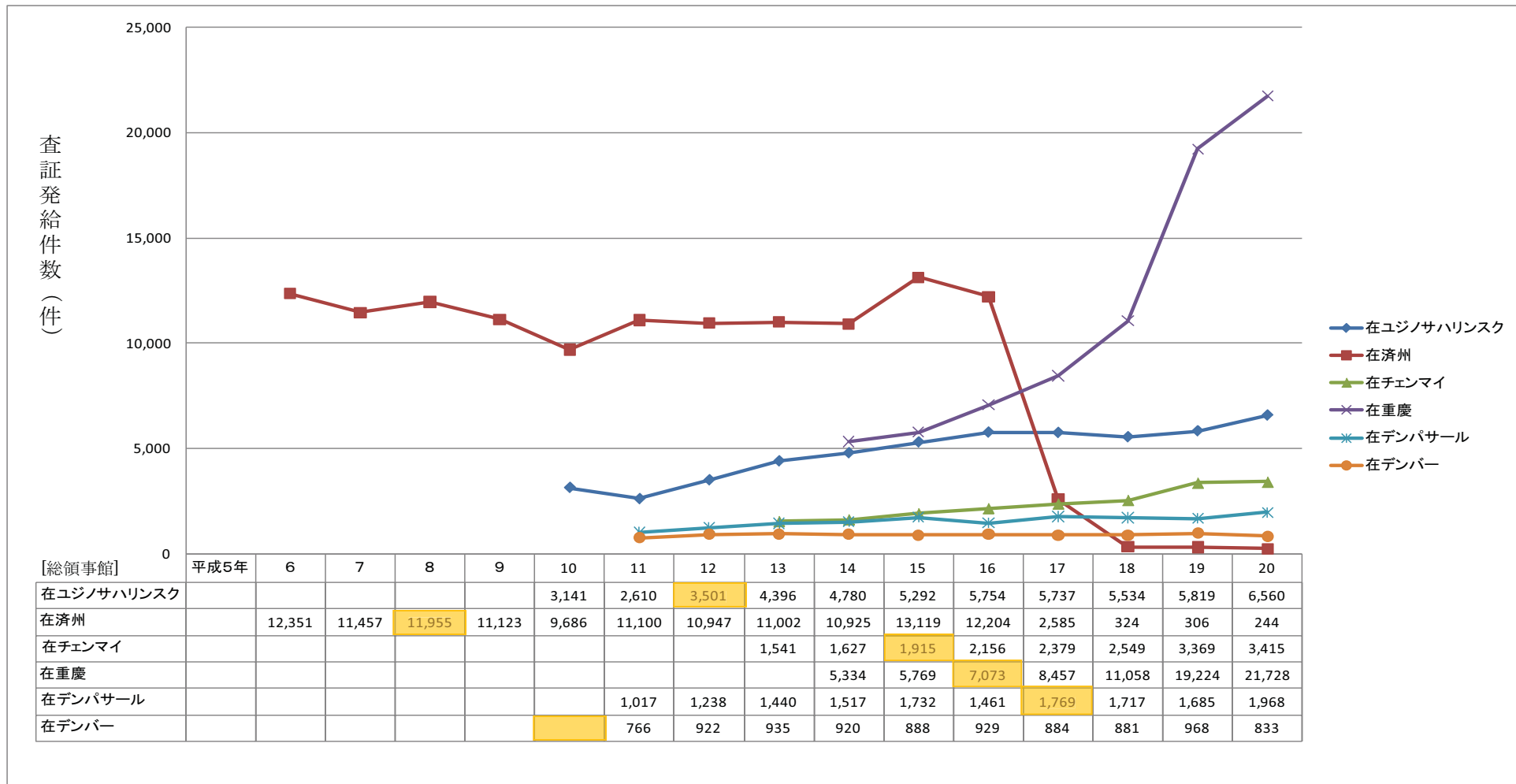
- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 暦年のデータである。
 3 網掛けは、各総領事館の設置年度を示す。
 4 一般旅券発行件数の平成12年以前の数値には、外交・公用旅券発行件数が含まれている。

⑤戸籍・国籍受理件数の推移



(注) 1 当省の調査結果による。
 2 年度のデータである。
 3 網掛けは、各総領事館の設置年度を示す。

⑥査証発給件数の推移



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 暦年のデータである。
 3 表中網掛けは、各総領事館の設置年度を示す。

表 1-⑳

総領事館が設置されたことによる変化の有無

区分 総領事館名	回答数	変化した内容					変化していない理由			
		在外公館 の窓口で の領事サ ービスが 身近で迅 速に受け られるよ うになっ た	当地の治 安情報、 経済情報 等が早期 に入手で きるよう になった	在外公館 からビジ ネス支援 が直接受 けられる ようになった	邦人支援 サービス が身近で 迅速に受 けられる ようになった	日本国の 情報が早 期に入手 できるよう になった	その他	在外公館 と接触す る機会が なかった から	在外公館 がなくとも、当地 の行政機 関から 色々な情 報を入手 できるか ら	その他
在ユジノサハリンスク	1	1	1	0	1	1	0	—	—	—
在濟州	3	—	—	—	—	—	3	—	—	—
在チェンマイ	2	2	1	0	2	0	1	—	—	—
在重慶	3	1	0	0	0	0	2	—	—	—
在デンパサール	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
在デンバー	4	2	1	0	2	3	3	—	—	—

- (注) 1 当省が在留邦人（日本人会の代表者等）や日本企業等に対して行ったアンケート調査等の結果による。
 2 総領事館が設置されたことによる変化の有無については、総領事館設置前後の状況を承知している者を対象とした。
 3 「変化した内容」欄及び「変化していない理由」欄は複数回答である。
 4 在濟州総領事館の回答者は、相手国政府機関及び相手国のマスコミ等のみであるので、領事サービスの向上やビジネス支援の迅速化等の在留邦人団体又は日本企業向けに設定した選択肢欄には「—」を付してある。
 5 詳細は、「[参考] アンケート調査等結果」を参照。

表 1-②-i

外務省が総領事館設置時に想定していた効果等の発現状況（在ユジノサハリンスク総領事館）

想定していた効果等	設置後の状況
<p>「サハリンⅠ」、「サハリンⅡ」と称されるサハリン大陸棚の石油・天然ガス・プロジェクトで我が国企業が参加する最大級のエネルギー開発事業が始動しつつある。このプロジェクトには200億ドルといわれる資本の投下が見込まれ、その成否は我が国のエネルギー政策上、また、我が国の対ロ投資の象徴として重要である。このプロジェクトは平成11年7月より原油の商業生産が開始されており、今後は現状とは一変した人や資本の往来、経済的活況が見込まれる。</p>	<p>在留邦人数は、在ユジノサハリンスク総領事館設置以降、平成13年度92人、14年度96人、15年度109人、16年度231人、17年度305人、18年度352人と増加していたが、19年度は303人と減少し、20年度は173人とほぼ半減している。このうち民間企業関係者数は、平成13年度46人、14年度47人、15年度67人、16年度182人、17年度258人、18年度312人、19年度264人、20年度120人と、19年度から減少し始めている。</p> <p>また、日本企業数は、在ユジノサハリンスク総領事館設置前の120社が、17年度57社、18年度47社、19年度43社、20年度35社と減少傾向を示している。</p> <p>近年の在留邦人数及び日本企業数の減少は、平成18年度に「サハリンⅠ」、「サハリンⅡ」プロジェクトの施設工事が完了したことによる工事関係業者の日本への引き上げが要因の一つと考えられる。</p> <p>これらについて、外務省は、①サハリンにおける石油・ガス開発の我が国にとっての重要性は、エネルギー供給源の多元化の観点から、高まることはあっても低下することは想定されず、今後サハリンⅢ以降のプロジェクトが具体化すると同時に、邦人数及び日本企業数が増加傾向に転じることが見込まれること、②サハリン州との貿易額は平成18年の約10億米ドルが20年は約33億米ドルと3倍になっているほか、20年には北海道銀行がサハリンに進出するなど経済活動が活発化していること、③在ユジノサハリンスク総領事館が北方領土問題解決（注）の促進を図るため各種働きかけ等（銃撃・「だ捕」事案への対応を含む。）を活発に行っていることも考慮する必要があるとしている。</p> <p>（注）ロシアは北方四島をサハリン州の一部と位置付けている。</p>
<p>邦人や企業が多数進出し、ソ連解体以後、治安が極端に悪化していることから、殺人事件も含め、邦人の巻き込まれる事件が生じており、現時点ではかかる傾向の改善の見込みはない。また、北海道周辺地域における漁業関係の邦人抑留はユジノサハリンスクの刑務所で行われ、面会・釈放引き取りの業務がある。</p>	<p>邦人援護件数は、在ユジノサハリンスク総領事館設置以降、平成13年21件、14年36件、15年23件、16年8件、17年8件、18年11件、19年6件、20年3件と、15年を境に減少傾向を示している。</p> <p>また、邦人保護の対象となる在留邦人数や日本企業数も減少している。</p> <p>なお、総領事館設置以降、平成21年12月まで</p>

想定していた効果等	設置後の状況
	<p>の間に北方四島周辺水域でロシア側に92人が「だ捕」されているが、総領事館からロシア側関係者への申入れの結果、22年2月現在すべてが引き取り済みとなっている。</p>
<p>ユジノサハリンスクにおける査証発給については、サハリン側より多大な需要があり、平成10年のみで査証発給件数は3,000件を超えている。</p>	<p>査証発給件数は、在ユジノサハリンスク総領事館設置以降、平成13年4,396件、14年4,780件、15年5,292件、16年5,754件、17年5,737件、18年5,534件、19年5,819件、20年6,560件と増加傾向を示している。</p>

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 網掛けは、想定していた効果等が十分に生じていないと考えられるものである。

表 1-②-ii

外務省が総領事館設置時に想定していた効果等の発現状況（在濟州総領事館）

想定していた効果等	設置後の状況																
<p>駐在官事務所での査証発給件数は、平成6年は12,351件に達しており、全在外公館の査証発給件数のうち13位に相当する。また、在日韓国・朝鮮人の多くが済州道出身者で占められる等の我が国との特殊な関係から、日本入国後の不法就労等も多く、厳格な審査を要するケースが多いが、少ない陣容のため、審査に支障を来している。</p>	<p>査証発給件数は、平成15年の13,119件がピークであり、その後の査証免除範囲の拡大により、17年に2,585件に大幅に減少し、18年324件、19年度306件、20年244件と減少傾向を示している。</p> <p>また、日本政府は、韓国人に対し、平成18年3月1日から無期限の短期滞在査証免除措置を講じており、今後、査証発給件数が増加することは期待できない。</p>																
<p>済州島には常時約1,700人の邦人が滞在しているものと見積られるが、これら邦人に関係するトラブルの処理に当たっては、総領事の地位を有する者が処理に当たることが、問題の円滑な解決のために強く望まれる事例が多発している。</p>	<p>在留邦人数は、平成9年度95人から20年度242人へと増加している。また、日本からの短期渡航者数は、平成13年158,026人から20年177,459人へと増加している。</p> <p>また、邦人援護件数は、平成9年5件から20年15件へと増加している。近年（5年間）の邦人援護件数は、平成16年22件、17年13件、18年20件、19年15件、20年15件と変動はあるものの、横ばい傾向を示している。</p> <p>外務省は、これら以外に、近年、国際会議等への参加に関する便宜供与件数及び訪問者数が増加しているとしている（下表参照）。</p> <p style="text-align: center;">便宜供与件数等の推移（単位：件、人）</p> <table border="1" data-bbox="783 1182 1418 1384"> <thead> <tr> <th>区分 \ 年度</th> <th>平成18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>便宜供与件数</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>訪問者数</td> <td>75</td> <td>101</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>うち関係等</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>	区分 \ 年度	平成18年度	19年度	20年度	便宜供与件数	15	16	21	訪問者数	75	101	160	うち関係等	5	7	13
区分 \ 年度	平成18年度	19年度	20年度														
便宜供与件数	15	16	21														
訪問者数	75	101	160														
うち関係等	5	7	13														
<p>現地大学（現地5大学のうち4校に日本語学科が設けられている）等から、様々な協力・援助要請があるが、駐在官事務所としての制約から、十分かつ現地のニーズに即したきめ細かい対応ができないでいる。</p>	<p>日本語学科を設置している現地の大学と良好な関係を築いており、在濟州総領事館の職員が大学に出向いて日本文化の紹介や広報文化事業の案内を行っている。</p> <p>地元メディアへの情報提供を行っており、報道機関を通じた広報の実施回数は平成18年度8回、19年度11回、20年度10回、海外広報ビデオの上映等による広報の実施回数は18年度87回、19年度30回、20年度77回となっている。</p> <p>また、講演会等の実施又は参加を通じた広報の実施回数は平成18年度5回、19年度4回、20年度8回、日本文化の紹介に関する事業の実施回数は18年度11回、19年度9回、20年度16回となっている。</p>																

(注) 1 当省の調査結果による。

2 網掛けは、想定していた効果等が十分に生じていないと考えられるものである。

表 1-②-iii

外務省が総領事館設置時に想定していた効果等の発現状況（在チェンマイ総領事館）

想定していた効果等	設置後の状況
<p>日本企業の進出に伴い、在留邦人数は上昇を続け、平成14年5月には在留届出ベースで、1,186名に達している。ここ数年も在留邦人数の伸びは10%以上と高い水準を維持しており、これを背景として領事業務量は年々増加傾向となっている。</p>	<p>在留邦人数は、在チェンマイ総領事館設置以降、平成16年度1,592人（対前年比115%）、17年度1,953人（同123%）、18年度2,218人（同114%）、19年度2,538人（同114%）、20年度2,881人（同114%）と増加傾向を示している。</p> <p>日本企業数は、平成17年度55社、18年度55社、19年度65社、20年度70社と増加傾向を示している。</p> <p>一般旅券発行件数は、在チェンマイ総領事館設置以降、平成16年148件、17年240件、18年366件、19年368件、20年348件と増加傾向を示している。</p> <p>戸籍・国籍受理件数は、在チェンマイ総領事館設置以降、平成16年53件、17年69件、18年87件、19年85件、20年107件と増加傾向を示している。</p> <p>査証発給件数は、在チェンマイ総領事館設置以降、平成16年2,156件、17年2,379件、18年2,549件、19年3,369件、20年3,415件と増加傾向を示している。</p>
<p>タイ政府が外貨獲得手段の一つとして、一定額の年収のある高齢者に対し長期滞在ビザを発給していることから、高齢の在留邦人が急増しており、今後も受け入れ施設の充実に伴いこの傾向は更に強まることが予想される。</p>	<p>在留邦人数のうちその他(注)の人数は、在チェンマイ総領事館設置以降、平成16年度643人、17年度885人、18年度1,102人、19年度1,368人、20年度1,601人と増加傾向を示している。</p> <p>(注) 海外在留邦人数調査統計では、長期滞在者を①民間企業関係者、②報道関係者、③自由業関係者、④留学生・研究者・教師、⑤政府関係職員、⑥その他の6つに分類しており、年金生活者等の無職者（高齢者）は⑥その他に分類されている。</p>
<p>観光資源の豊富なチェンマイには、毎年多数の邦人旅行者も訪れているため、旅行者及び長期滞在者が事件・事故に巻き込まれるケースも多く、邦人援護件数は、平成9年48件、10年57件、11年69件、12年65件、13年85件と増加傾向となっている。</p>	<p>邦人援護件数は、在チェンマイ総領事館設置以降、平成16年76件、17年69件、18年94件、19年145件、20年171件と増加傾向を示している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 1-②-iv

外務省が総領事館設置時に想定していた効果等の発現状況（在重慶総領事館）

想定していた効果等	設置後の状況
<p>重慶市及び四川省への日本企業の増加に伴い、模倣品問題を始めとする知的財産権侵害の問題のほか、人的交流の拡大を背景に犯罪、事故等のトラブルも増加するなど、我が国として、総領事という一層高いレベルで申し入れることがこれらの問題への対処における実効性の担保のため重要である。</p>	<p>在留邦人数は、平成17年度473人、18年度506人、19年度609人、20年度711人と順調に伸びている。</p> <p>また、邦人援護件数は、平成17年25件、18年51件、19年21件、20年57件と変動している。</p> <p>しかし、日本企業数は、平成15年度（在重慶総領事館設置前）の458社が、17年度291社、18年度315社、19年度333社、20年度322社となっており、在重慶総領事館設置前の水準まで回復していない。</p>
<p>中国国民の我が国に対する理解を深めるために総領事館の設置を通じ、積極的な広報・文化活動を行うことにより中国内陸部の中国国民に対するきめ細かい広報が必要である。</p>	<p>地元メディアへの情報提供を行っており、報道機関を通じた広報の実施回数は平成18年度11回、19年度22回、20年度24回、海外広報ビデオの上映等による広報の実施回数は18年度18回、19年度19回、20年度14回となっている。</p> <p>また、講演会等の実施又は参加を通じた広報の実施回数は平成18年度7回、19年度20回、20年度17回、日本文化の紹介に関する事業の実施回数は18年度6回、19年度14回、20年度10回となっている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 網掛けは、想定していた効果等が十分に生じていないと考えられるものである。

表 1-②-v

外務省が総領事館設置時に想定していた効果等の発現状況（在デンパサール総領事館）

想定していた効果等	設置後の状況
<p>毎年30万人以上の邦人観光客がバリ州を訪れており、犯罪の多様化等から邦人が巻き込まれるトラブルが増加している。</p>	<p>邦人援護件数は、在デンパサール総領事館設置以降、平成18年29件、19年119件、20年107件と変動している(注)。 (注) 出張駐在官事務所時の邦人援護件数は、平成11年136件、12年134件、13年168件、14年147件、15年98件となっている(16年及び17年の値は不明)。</p>
<p>バリ州の在留邦人数は届出ベース(平成15年10月現在)で1,372名と7年の595名から2倍以上に増加しており、うち570名が永住者であることから、国籍関係を含む領事事務が膨大な量に上っている。また、数年前から現地でインドネシア人と結婚するケースも増えており、戸籍・国籍や証明関係事務はジャカルタ総領事館の取扱量に匹敵する状況となっている。</p>	<p>在留邦人数は、在デンパサール総領事館設置以降、平成18年度1,755人、19年度1,853人、20年度2,056人と増加傾向を示している。 在留邦人数のうち永住者数は、在デンパサール総領事館設置以降、平成18年度620人(対在留邦人比35%)、19年度645人(同35%)、20年度644人(同31%)と横ばい傾向を示している。 日本企業数は、在デンパサール総領事館設置以降、平成18年度20社、19年度25社、20年度46社と増加傾向を示している。 一般旅券発行件数は、在デンパサール総領事館設置以降、平成18年416件、19年245件、20年264件と18年が突出しているが横ばい傾向を示している。 戸籍・国籍受理件数は、在デンパサール総領事館設置以降、平成18年116件、19年107件、20年119件と横ばい傾向を示している。 査証発給件数は、在デンパサール総領事館設置以降、平成18年1,717件、19年1,685件、20年1,968件とわずかながら増加傾向を示している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 1-②-vi

外務省が総領事館設置時に想定していた効果等の発現状況（在デンバー総領事館）

想定していた効果等	設置後の状況
<p>ハイテク産業や研究開発活動の振興を背景に、コロラド州のアメリカ合衆国における重要性は一層高まっている。</p> <p>総領事館が管轄する4州には、108社の日本企業が進出し、4,720人の在留邦人が滞在しており、我が国との関係はますます緊密化してくる。</p> <p>デンバー周辺における在留邦人数及び旅行者数は、今後急速に増加することが見込まれ、これに伴って発生する様々な領事事務処理案件の増加は必至である。</p>	<p>日本企業数は、在デンバー総領事館設置前の108社が、17年度42社、18年度64社、19年度71社、20年70社となっており、在デンバー総領事館設置前の水準まで回復していない。</p> <p>なお、在留邦人数は、平成11年度の5,566人が20年度は8,264人に増加している。</p> <p>また、邦人援護件数は、平成11年の30件が20年は49件と増加している。近年（5年間）の邦人援護件数は、平成16年49件、17年50件、18年34件、19年36件、20年49件と変動はあるものの、横ばい傾向を示している。</p>
<p>デンバーを中心とするコロラド州は我が国に対し概して友好的であり、最近では公立高校で日本語教育が行われ、平成元年にはコロラド日米協会、更に6年にコロラド・スプリングス日米協会がそれぞれ発足する等、対日関心は高まりつつある。他方、こうした我が国のプレゼンスの拡大は、一歩誤れば、対日不信感を惹起させることにもつながり得るため、今後、きめ細かな広報活動を実施することが望まれる。</p>	<p>地元メディアやコロラド日米協会等と連携した文化・広報活動を行っており、報道機関による広報の実施回数は平成18年度3回、19年度8回、20年度2回、海外広報ビデオの上映等による広報の実施回数は18年度72回、19年度171回、20年度108回となっている。</p> <p>また、講演会等の実施又は参加を通じた広報の実施回数は平成18年度14回、19年度5回、20年度15回、日本文化の紹介に関する事業の実施回数は18年度14回、19年度15回、20年度23回となっている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 網掛けは、想定していた効果等が十分に生じていないと考えられるものである。

表1-22-i

大使館設置国と未設置国との比較 (No. 1)

(単位：人、社、百万円)

未設置国名	区分	地域名	在留邦人数		日本企業数		貿易量			
			順位	順位	日本への輸出額		日本からの輸入額			
					順位	順位				
バヌアツ		大洋州	79.3	11	5.7	6	3,580.2	12	3,697.5	19
在ボスニア・ヘルツェゴビナ		欧州	22.3	29	4.3	8	464.3	33	342.0	58
在ボツナ		アフリカ	43.0	21	0.7	38	3,075.8	13	1,607.8	32
在マリ		アフリカ	14.0	38	2.7	15	25.2	56	649.2	48
在ベナン		アフリカ	60.7	15	2.0	20	4.4	66	2,212.8	25
在ルワンダ		アフリカ	42.0	22	0.0	48	94.3	44	1,659.3	30
在トンガ		大洋州	58.7	16	3.7	11	504.6	31	295.4	62
マーシャル (兼)		大洋州	61.3	14	4.3	8	1,562.2	21	64,487.9	4
在グルジア		欧州	8.7	50	2.0	20	792.8	26	14,099.0	8
在マリ		アフリカ	14.0	38	2.7	15	25.2	56	649.2	48
在ベナン		アフリカ	60.7	15	2.0	20	4.4	66	2,212.8	25
在ルワンダ		アフリカ	42.0	22	0.0	48	94.3	44	1,659.3	30
在トンガ		大洋州	58.7	16	3.7	11	504.6	31	295.4	62
モルディブ		アジア	161.3	3	11.7	3	1,474.7	22	2,076.3	27
在ボスニア・ヘルツェゴビナ		欧州	22.3	29	4.3	8	464.3	33	342.0	58
在マリ		アフリカ	14.0	38	2.7	15	25.2	56	649.2	48
在ルワンダ		アフリカ	42.0	22	0.0	48	94.3	44	1,659.3	30
在ミクロネシア		大洋州	112.7	6	7.7	4	439.8	34	1,292.7	38
在トンガ		大洋州	58.7	16	3.7	11	504.6	31	295.4	62

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「在留邦人数」等の数値は、いずれも直近3年間の平均値である。また、順位は、平成19年度から21年度に大使館が設置された16か国と大使館未設置国59か国の計75か国の平均値を、それぞれ高い順に並べて得たものである。

3 網掛けは、設置国に係る4指標すべてが当該未設置国を下回っている平成19年度から21年度に設置された大使館を示す。

4 (兼)は、兼勤駐在官事務所が設置されている国である。

表 1-22-ii

大使館設置国と未設置国との比較 (No. 2)

(単位：人、社、百万円)

未設置国名	区分	地域名	在留邦人数		日本企業数		貿易量			
			順位	順位	日本への輸出額		日本からの輸入額			
					順位	順位				
アイスランド (兼)		欧州	76.0	12	1.3	27	14,988.4	3	14,676.5	7
在トビア		欧州	21.3	32	0.3	43	4,596.6	9	8,328.7	11
在ボツナ		アフリカ	43.0	21	0.7	38	3,075.8	13	1,607.8	32
在ルンダ		アフリカ	42.0	22	0.0	48	94.3	44	1,659.3	30
バハマ		中南米	35.7	24	3.0	13	11,198.8	5	158,260.5	1
在トビア		欧州	21.3	32	0.3	43	4,596.6	9	8,328.7	11
在グルジア		欧州	8.7	50	2.0	20	792.8	26	14,099.0	8
在マリ		アフリカ	14.0	38	2.7	15	25.2	56	649.2	48
サモア		大洋州	122.0	5	5.3	7	94.0	45	2,198.0	26
在マリ		アフリカ	14.0	38	2.7	15	25.2	56	649.2	48
ソロモン (兼)		大洋州	73.0	13	3.3	12	2,112.4	19	1,619.7	31
在マリ		アフリカ	14.0	38	2.7	15	25.2	56	649.2	48

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「在留邦人数」等の数値は、いずれも直近3年間の平均値である。また、順位は、平成19年度から21年度に大使館が設置された16か国と大使館未設置国59か国の計75か国の平均値を、それぞれ高い順に並べて得たものである。
 3 網掛けは、設置国に係る4指標すべてが当該未設置国を下回っている平成19年度から21年度に設置された大使館を示す。
 4 (兼)は、兼勤駐在官事務所が設置されている国である。

表 1-23

6 総領事館と 5 出張駐在官事務所との比較

(単位：人、社、件)

区分 総領事館名	地域名	在留邦人数		日本企業数		一般旅券 発行件数		査証発給件数	
			順位		順位		順位		順位
在ユジノサハリンスク	欧州	276.0	9	41.7	4	37.0	8	5,971.0	2
在チェンマイ	アジア	2,545.7	2	63.3	3	360.7	2	3,111.0	4
在重慶	アジア	608.7	7	323.3	1	101.3	4	17,336.7	1
在デンパサール	アジア	1,888.0	3	30.3	8	308.3	3	1,790.0	5
在デンバー	北米	8,036.0	1	68.3	2	691.7	1	894.0	6
在済州	アジア	240.7	10	1.7	11	23.7	11	291.3	9
在マカッサル	アジア	277.0	8	32.7	6	24.0	10	871.0	7
在ポルトアレグレ	中南米	1,411.3	4	33.7	5	58.3	7	5,108.7	3
在レシフェ	中南米	1,139.0	5	17.0	9	67.3	6	769.7	8
(参考)									
在ラスパルマス	欧州	166.3	11	31.0	7	32.7	9	53.0	10
在アンカレッジ	北米	674.7	6	14.7	10	89.0	5	44.7	11

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「在留邦人数」等の数値は、いずれも直近3年間の平均値である。また、順位は、平成8年度から17年度に設置された6総領事館と8年度から21年度に廃止された5総領事館の平均値を、それぞれ高い順に並べて得たものである。
 3 網掛けは、管轄地域に係る4指標すべてが当該総領事館を上回っている出張駐在官事務所を示す。